

第9節 市街地の整備等

9-1 面的整備事業の推進

1. 被災市街地復興特別措置法の制定

阪神・淡路大震災の被災地においては、地震の発生後、土地区画整理事業等のための緊急措置として、建築基準法第84条第1項の規定に基づき特定行政庁である兵庫県知事、神戸市長、西宮市長及び宝塚市長が、1ヶ月の期間（2月17日まで。後に1ヶ月延長）の建築制限を実施した。建築の制限区域は、4市1町、14地区、約337haであり、制限内容としては、容易に移転が出来るものや復興事業の一環として建築するもの以外の建築を禁止するものであった。

しかし、広範囲にわたって甚大な被害を受けた市街地を一刻も早く復興するとともに、無秩序な建築等により安全上・環境上劣悪な市街地が再生されることを防止するためには、現行の都市計画制度の枠組みの中での対応では限界があった。このため、大規模な災害が発生した市街地の復興に関する基本的な制度として「被災市街地復興特別措置法」の法案が緊急に取りまとめられ、上記の建築制限が3月17日に期限切れになることを踏まえ、早急に審議がなされ、平成7年2月26日に施行、公布された。

この法律に基づき、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた区域で、公共施設の整備状況や土地利用の動向等から、そのまま放置しておけば不良な街区が形成されるおそれのある区域について、必要最小限の建築行為等の制限を行うとともに、面的な整備事業により当該区域のできるだけ早期に整備がされるよう、都市計画において「被災市街地復興推進地域」の指定が可能となった。この「被災市街地復興推進地域」においては、災害の発生した日から起算して2年以内で建築行為等の制限がかかり、その期間内に、土地区画整理事業等の市街地開発事業や地区計画などの都市計画を定めることが市町村に課せられることになる。

現在、神戸市、芦屋市、西宮市、尼崎市、宝塚市及び北淡町において、16地区、約289.5haが指定されている。

表4-9-1 被災市街地復興都市計画の決定一覧表

(特記以外はH7.3.17告示) 面積 (h a)

市町名	建築基準法第84条区域	面積	被災市街地復興推進地域	面積	市街地開発事業等	面積
神戸市	森南 (H7.2.1)	19	森南	16.7	森南地区震災復興 土地区画整理事業	16.7
	六甲道駅周辺 (H7.2.1)	28	六甲道駅周辺	25.6	六甲道駅西地区震災復興 土地区画整理事業	19.7
					六甲道駅南地区震災復興 第二種市街地再開発事業	5.9
	松本 (H7.2.1)	9	松本	8.9	松本地区震災復興 土地区画整理事業	8.9
	御菅 (H7.2.1)	10	御菅	10.1	御菅地区震災復興 土地区画整理事業	10.1
	新長田駅周辺 (H7.2.1)	92	新長田駅周辺	89.2 →107.8 (H8.11.5)	新長田・鷹取地区震災復興 土地区画整理事業	69.2 →87.8 (H8.11.5)
					新長田駅南地区震災復興 第二種市街地再開発事業	20.0
	三宮 (H7.2.1)	75	—————	——	地区計画5地区(H7.4.28)	70.6
—————		湊川1・2丁目	1.5 (H8.11.7)	(組合施行) 湊川町1・2丁目震災復興 土地区画整理事業 *1 (H8.11.7)	1.5	
—————		神前町2丁目北	0.5 (H8.12.17)	(組合施行) 神前町2丁目北震災復興 土地区画整理事業 *1 (H8.12.17)	0.5	
芦屋市	西部地区 (H7.2.9)	22	芦屋西部	21.2	芦屋西部震災復興 土地区画整理事業	21.2
	中央地区 (H7.2.9)	13	芦屋中央	13.4	芦屋中央震災復興 土地区画整理事業	13.4
西宮市	森具 (H7.2.1)	10	森具	10.5	森具震災復興 土地区画整理事業	10.5
	西宮北口駅北東(H7.2.1)	34	西宮北口駅北東	34.6	西宮北口駅北東震災復興 土地区画整理事業 *2	25.8
西宮北口駅北東地区震災復興 第二種市街地再開発事業					3.4	
尼崎市	—————		築地	13.7 (H7.8.8)	築地震災復興 土地区画整理事業(H7.8.8)	13.7
宝塚市	売布神社駅前地区 (H7.2.9)	1.6	売布神社駅前	1.6	売布神社駅前地区 第二種市街地再開発事業	1.6
	仁川駅前地区 (H7.2.9)	1.6	仁川駅前	1.6	仁川駅前地区 第二種市街地再開発事業	1.6
	宝塚駅前地区 (花の道周辺) (H7.2.9)	0.9	花の道周辺	0.9	宝塚駅前地区 第二種市街地再開発事業 (区域拡大4.8→5.7ha)	5.7
北淡町	富島 (H7.2.9)	21	富島	20.5 →20.9 (H8.12.27)	富島 震災復興土地区画整理事業	20.5 →20.9 (H8.12.27)
計	合計 14地区	337	合計 16地区	289.5	土地区画整理事業 11地区 市街地再開発事業 6地区 地区計画 5地区 合計 22地区	250.7 38.2 70.6 359.5

*1: 組合設立認可であり、都市計画決定していない。 *2: 震災前に都市計画決定していた区域を含めて、事業区域は31.2ha

2. 面的整備事業の推進

地震に伴って引き起こされた建物の倒壊や市街地大火などにより、多くの人命や財産が失われた阪神・大震災を経験し、まちづくりについて以下のような教訓を得た。

- ・木造密集市街地など都市基盤未整備の市街地で火災が多発し、広範な焼失が生じたことにより、防災性の向上に資する市街地の面的整備の重要性が認識された。
- ・避難地、避難路、防災拠点等が適切に確保されていなかった地域において、避難、救援、復旧等の活動に支障が生じるなど、都市にとって安全確保のための施設整備の重要性が認識された。
- ・耐震性の低い住宅等の倒壊により多くの犠牲者が発生したことから、住宅等の安全性の確保の重要性が認識された。

これらを踏まえ、被災市街地においては、面的な市街地の復興と必要な都市基盤の整備を行い、併せて住宅・宅地の供給を推進するため、土地区画整理事業、市街地再開発事業、住宅市街地整備総合支援事業など、密集市街地を改善する方法で効果が高い面的整備事業を必要に応じ組み合わせながら積極的に推進し、道路、公園などと建物や宅地を一体的・抜本的に整備した防災性の高い都市づくりを進めている。

(1) 土地区画整理事業

阪神・淡路大震災による被災地の中で、市街地火災や家屋の倒壊等により面的かつ集中的に被害を受けた地域の復旧や復興をどのように進めて行くかは、被災後に緊急の対応が求められる最も大きな課題の一つであった。これについて、地方公共団体を中心として検討が行われた結果、土地区画整理事業等による復興事業の実施の方針が固まり、被災市街地の速やかな復興を図るため、被災市街地復興特別措置法に基づく被災市街地復興土地区画整理事業として、13地区（20事業地区）約256ha で事業が実施されている他、被災者の住宅供給に資する被災地周辺の土地区画整理事業も推進されている。

被災地においては、建築基準法第84条に基づく建築制限の区域指定がなされた後、各地方公共団体において復興事業の都市計画決定のための準備が進められた。土地区画整理事業（10地区）等の都市計画案は、平成7年3月17日付けで決定の告示がなされた（その後8月8日に尼崎市の1地区について都市計画決定）。

この都市計画では、早期に街づくりに着手するため緊急に進められたという状況があるため、通常は同時に決定されることの多い補助幹線街路や街区公園については案から除外され、事業の施行区域のほかは、主要な幹線道路及び大規模な近隣公園について決定された。これは、最初の都市計画決定において示されなかった身近な街路や公園を含む街づくり計画については、事業主体が住民と十分に意見交換を進めつつ案を作成し、改めて都市計画決定を行うという2段階方式を採用したことによるものであった。

また、平成8年度になって、神戸市の2地区において、組合方式の土地区画整理事業による復興を行うことが地元住民により新たに決定され、復興推進地域の都市計画の追加決定がなされた。

都市計画決定がなされた地区においては、第2段階の都市計画決定及び土地区画整理事業の事業計画の策定に向けて、地元住民の中でのまちづくりの議論を深め、公共団体と地元住民との対話を積極的に行いつつまちづくり案の検討が進められた。その際、地区の居

住者や土地・建物の所有者等を構成員とした「まちづくり協議会」が設立され、アンケートによる意向調査や事業に関する勉強会などを行い、住民による独自のまちづくり提案等が行われた。

この他、公共団体・地元においては、土地区画整理事業と合わせた公営住宅等の立地による、被災した市民の受け皿となる住宅の供給や、地区内の狭小な宅地・建物の共同化、共有化の促進、工場等の移転に伴う跡地敷地の土地区画整理事業への有効活用など様々な工夫が図られた。

被災市街地復興推進地域内の土地区画整理事業については、平成12年1月現在、全ての地区で事業計画が決定されており、仮換地指定が開始された地区では、建物移転補償、道路築造工事等が実施されている。

また、被災地の大きな住宅需要に応えるため、被災地周辺における住宅・宅地供給に資する土地区画整理事業が積極的に推進されており、特に、被災地内の臨海部の遊休化した工場跡地を活用して住宅と産業施設の受け皿とする神戸東部新都心地区については、平成8年2月に土地区画整理事業の事業計画が決定され、基盤整備工事の着手がなされた。平成10年3月28日には街びらき式典が開催され、復興住宅の第1期入居が開始された。

この震災を契機に制定された被災市街地復興特別措置法では、被災市街地復興推進地域内の土地区画整理事業において、土地区画整理事業の中で住宅供給等を行うため、①復興共同住宅区の設定及び宅地所有者の申出による集約換地、②宅地所有者等の申出により、換地不交付により交付されることとなる清算金に代え、施行者が建設又は取得する住宅を施行地区の内外において提供できることとしたほか、③公営住宅、防災施設等の用地を保留地として確保することができる事業の特例を設けている。

また、被災した市街地の速やかな復興及び防災性に優れた市街地の整備を促進し、地方公共団体の厳しい財政事情に配慮し事業の円滑な推進を図るため、平成6年度第2次補正予算及び平成7年度第2次補正予算において、以下の通り補助制度の創設・拡充を行った。

a. 被災市街地復興推進地域内で行われる土地区画整理事業について道路整備特別会計補助の拡充

- ・面積要件の緩和（5 ha → 2 ha）
- ・補助基本額の算定対象となる都市計画道路の最低幅員の引き下げ（12m → 8 m（一部6 m））

b. 被災市街地復興土地区画整理事業（一般会計補助制度）の創設

被災市街地復興推進地域において、区画道路等が未整備である地区に対する補助制度を創設。

- ・補助率：1/2
- ・補助限度額：公共施設の整備費のうち公共施設の整備水準の向上に要する費用
- ・震災により住宅等を失った被災者のための仮設住宅等の整備費を補助対象に追加

税制においては、土地区画整理事業における減価買収に係る土地譲渡所得課税の5千万円特別控除が、事業計画決定前に買い取る場合についても適用されることとされ、事業の促進が図られた。

また、短期間での事業の立ち上げと円滑な実施を図るため、土地区画整理事業に精通している他の地方公共団体職員が北淡町、芦屋市等へ派遣された。

表 4-9-2 阪神・淡路大震災に係る震災復興土地地区画整理事業

都市名	都市計画	事業地区名	面積	事業計画	施行者
			(ha)	決定状況	
神戸市	新長田・鷹取	鷹取東第一	8.5	H7.11.30 決定	神戸市
		鷹取東第二	19.7	H9.3.5 決定	神戸市
		新長田駅北	59.6	H8.7.9 決定	神戸市
	御 菅	御 菅 東	5.6	H8.11.6 決定	神戸市
		御 菅 西	4.5	H9.1.14 決定	神戸市
	松 本	松 本	8.9	H8.3.26 決定	神戸市
	六甲道駅西	六甲道駅西	3.6	H8.3.26 決定	神戸市
		六甲道駅北	16.1	H8.11.6 決定	神戸市
	森 南	森南第一	6.7	H9.9.25 決定	神戸市
		森南第二	4.6	H10.3.5 決定	神戸市
		森南第三	5.4	H11.10.7 決定	神戸市
湊川町1・2丁目	湊川町1・2丁目	1.5	H8.11.7組合設立認可	組 合	
神前町2丁目北	神前町2丁目北	0.5	H8.12.17組合設立認可	組 合	
芦屋市	西 部	西部第一	10.3	H10.5.25 決定	都市公団
		西部第二	10.7	H10.3.26 決定	芦屋市
	中 央	芦屋中央	13.4	H8.6.18 決定	都市公団
西宮市	西宮北口駅北東	西宮北口駅北東	31.2	H8.11.8 決定	西宮市
	森 具	森 具	10.5	H8.2.29 決定	西宮市
尼崎市	築 地	築 地	13.7	H7.12.27 決定	尼崎市
北淡町	富 島	富 島	20.9	H8.11.6 決定	北淡町
被災市街地復興推進地域 計			255.9		

(2) 市街地再開発事業

神戸市の副都心にあたる六甲道駅周辺や新長田駅周辺においては、建築物の集中的な倒壊や面的な焼失が生じた。これらの被災地の早期の復興に際しては、副都心にふさわしい都市機能をもちあわせた災害に強いまちづくりを推進するため、都市基盤施設と建築物を一体的に整備することができる市街地再開発事業の手法により復興事業を行うこととなった。震災から2ヶ月後の平成7年3月に、被災市街地復興推進地域の指定決定と同時に、新長田駅南地区（神戸市）等6地区において市街地再開発事業の都市計画が決定された。

これらの地区は、被災権利者の早期生活再建を図ることを目標として、全面買収方式の第二種市街地再開発事業を採用し、都市計画決定後、再開発ビルの建設に向けて事業用地の買収などが着実に進められていった。具体的な事業推進にあたっては、まちづくり協議会等における調整の結果まとめられた地元まちづくり提案を尊重して、事業計画を策定し、必要な場合には都市計画の変更にも柔軟に対応することとし、住民と行政の協働による復興の計画づくりが進められた。また、被災市街地復興推進地域以外の地区においても、被災地における住宅供給を緊急に推進するため、桜口町3丁目地区、新開地6丁目東地区（と

もに神戸市)等の市街地再開発事業が進められた。

これらの復興に係る事業を強力に推進するため、災害復興事業として実施される市街地再開発事業については、以下のとおり補助の拡充等の措置がとられた。

- ・一般会計補助について補助率の嵩上げ(通常1/3→2/5)
- ・補助採択要件について面積の下限を2,000㎡まで引き下げ(第一種事業)
- ・補助対象の拡充(共用通行部分、駐車場、生活基盤施設、現場事務所、災害時に活用可能な集会所、再開発地区計画等に定められた広場等の整備に係る費用)
- ・建築物の防災性能の強化に要する費用に対して補助
- ・仮設店舗等の設置費の単価の引き上げ

また、税制においても、特定住宅被災市町村の区域内において第二種市街地再開発事業の用に供するために地方公共団体、都市基盤整備公団(旧住宅・都市整備公団)又は土地開発公社に土地等が買い取られた場合の代替資産取得の特例又は5,000万円特別控除等の特例措置が講じられた。

これらの予算及び税制における支援のほか、復興に関連する市街地整備事業に対して、他の地方公共団体から職員の派遣により事業の実施体制が整えられた。各地区においては着実に事業が進められ、売布神社駅前地区(宝塚市)等の建築工事が平成11年10月に完了したほか、桜口町3丁目地区、新開発6丁目東地区等、計12地区において建築工事が完了している(平成12年2月23日現在)。

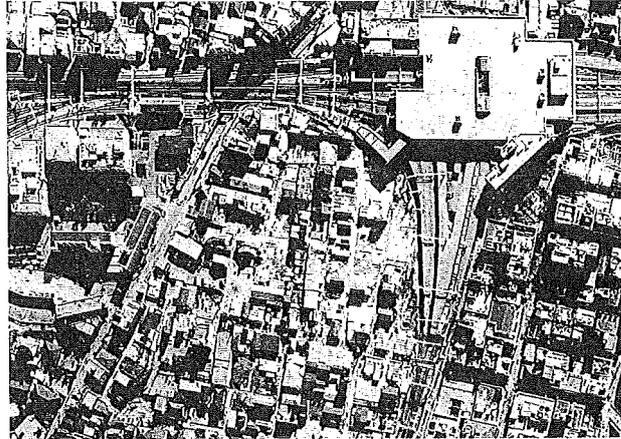
表4-9-3 被災市街地復興推進地域内の市街地再開発事業

都市名	地区名	事業地区名	面積 (ha)	事業計画 決定状況	施行者	住宅計画 戸数(戸)
神戸市	六甲道駅南	第1地区	0.7	H 8. 3	神戸市	1,000
		第2地区	2.0	H10. 8		
		第3地区	1.5	H 9.11		
		第4地区	1.7	H10. 3		
	新長田駅南	第1地区	8.1	H 8.10	神戸市	3,000
		第2地区*1	1.4	H 9. 1		
		第2-B地区	5.0	H11. 1		
		第2-C地区	1.2	H12. 1		
		第3地区*1	3.6	H 9.10		
		第3地区 (大橋4地区)	0.8	H11.10		
西宮市	西宮北口駅北東	西宮北口駅北東	3.3	H 8. 5	都市公団	320
宝塚市	仁川駅前	仁川駅前	1.6	H 9. 6	都市公団	133
	売布神社駅前	売布神社駅前	1.6	H 8. 5	都市公団	72
	宝塚駅前	宝塚駅前	5.7*2	H 8. 3	宝塚市	153
被災市街地復興推進地域 計			38.2			4,678

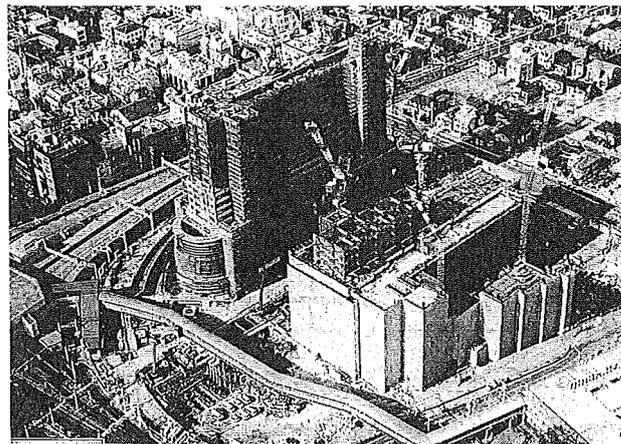
*1 地区の一部について事業計画を決定。

*2 宝塚駅前地区の面積(5.7ha)は、工事完了地区(4.8ha)を含む。

写真4-9-1 西宮北口駅北東地区（西宮市）



震災直後



現況

(3) 住宅市街地整備総合支援事業

被災地域において、土地区画整理事業等による基盤整備と一体となって、被災者等に対して公共賃貸住宅及び民間住宅供給を行い、良好な住宅市街地の整備を推進するため、震災復興地区として平成11年12月現在15地区において住宅市街地整備総合支援事業を実施中である。

これらの地区においては、被災者向けの従前居住者用賃貸住宅を建設するとともに、都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）の活用、共同化の誘導・支援等による良質な住宅の供給を推進しており、平成11年12月現在従前居住者用住宅約8,800戸、市街地住宅約2,100戸を供給している。また、これらの住宅の整備に合わせて必要となる道路、公園等の基盤整備を推進している。

このうち、兵庫駅南地区、東部新都心地区（ともに神戸市）等においては、国鉄清算事業団用地、工場跡地等を活用して、公団等による大規模な住宅建設が完了している。また、他の地区においても民間等による住宅建設が順次進められている。

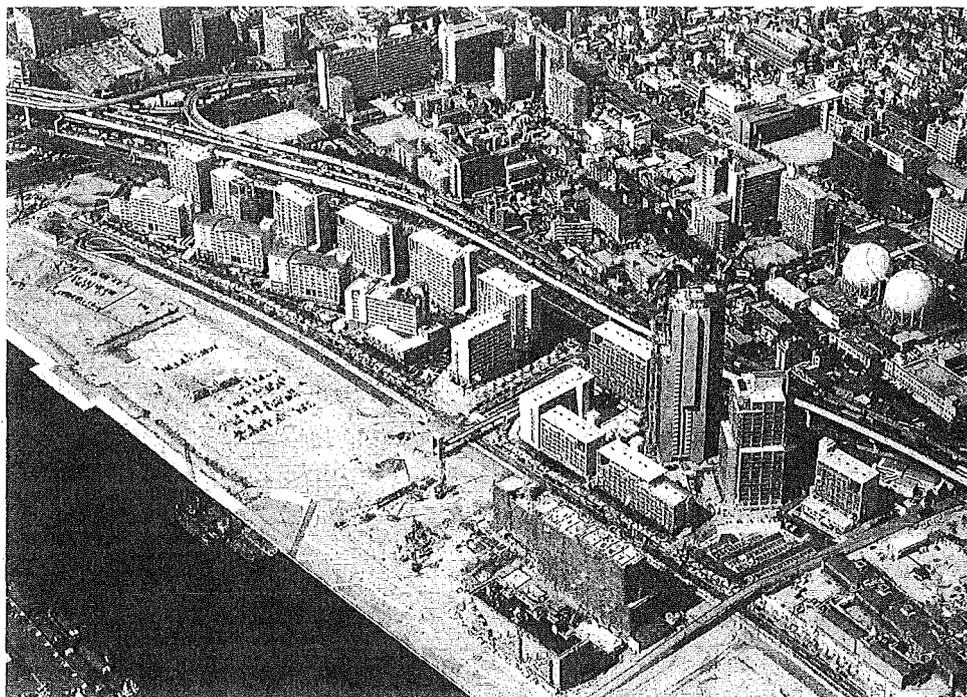
復興に係る住宅市街地整備総合支援事業については、平成6年度第2次補正予算以降、以下の通り要件緩和、補助率・補助限度額の嵩上げの措置を講じ、重点的な支援を行っている。

- ・関連公共施設の補助要件のうち、耐火建築物の建築面積の比率の適用除外
- ・共同施設整備費等に係る補助率の嵩上げ（通常1/3→2/5）
- ・居住環境形成施設のうち集会所の補助金の限度額の引上げ
（通常50,000千円→60,000千円）
- ・従前居住者用住宅について、特別な事情による特別な工事が必要な場合の特例加算の限度額の引上げ

表4-9-4 震災復興地区内の住宅市街地整備総合支援事業

都市名	事業地区名	面積 (ha)	整備計画承認
神戸市	神戸駅周辺	58.0	昭和60年12月
	兵庫駅南	35.6	平成2年3月
	真陽	8.2	平成4年8月
	六甲	296.7	平成7年3月
	新長田	251.5	平成7年3月
	東部新都心	168.1	平成7年3月
	松本周辺	22.4	平成7年3月
	御管	29.1	平成7年3月
尼崎市	丁R尼崎駅北部	70.9	平成7年3月
西宮市	西宮北口駅北東	34.6	平成7年3月
	香櫨園・西宮駅周辺	99.4	平成8年1月
芦屋市	芦屋中央	30.2	平成7年3月
	芦屋西部	22.2	平成8年2月
宝塚市	売布	16.3	平成7年12月
	仁川	64.1	平成7年12月
震災復興地区 計		1,207.3	

写真4-9-2 東部新都心地区（神戸市）



(4) 密集住宅市街地整備促進事業

被災地域において、地区公共施設の整備、コミュニティ住宅（従前居住者用住宅）の建設、老朽住宅の建替えの促進等を実施することにより、密集住宅市街地の防災性の向上及び居住環境の整備改善を推進するため、震災復興地区として38地区において密集住宅市街地整備促進事業を実施した。（うち完了2地区、平成11年12月末現在）

これらの地区においては、生活道路、緑地等の地区公共施設の整備を推進するとともに、被災者等向けのコミュニティ住宅の建設（約700戸完成済）、老朽住宅の建替え（約600戸完成済）を一体的に実施している。

復興に係る密集住宅市街地整備促進事業については、以下のとおり補助率の嵩上げ等の措置を講じ、重点的な支援を行っている。

- ・老朽建築物等除却費（跡地を公共的施設の用に供しない場合）に係る補助率の嵩上げ（通常1/3→1/2）
- ・共同建替え等の共同施設整備費等に係る補助率の嵩上げ（通常1/3→2/5）
- ・震災により損傷を受けた仮設住宅等の除却又は補修費を補助対象に追加

表4-9-5 震災復興地区内の密集住宅市街地整備促進事業

市町村	地区数	面積 (ha)	備考
豊中市	3	521.9	
神戸市	12	539.1	
尼崎市	9	350.2	うち1地区完了
西宮市	2	35.3	うち1地区完了
宝塚市	3	68.3	
伊丹市	3	36.5	
北淡町	3	44.6	
一宮町	1	15.8	
東浦町	1	36.8	
五色町	1	22.7	
計	38	1,671.2	

(5) 住宅地区改良事業

被災した住宅密集地区において、不良住宅の除却、従前居住者用の住宅の建設、公共施設等の整備を行う住宅地区改良事業により、被災者の速やかな生活再建及び防災性の高い健全な住宅市街地の整備を推進している。また、震災復興に関連した住宅地区改良事業の推進を図るため、特例として平成6年度第2次補正予算において、以下の事項を補助対象に追加する措置を講じた。

- ・阪神淡路大震災により損傷を受けた一時収容施設の除却又は補修に要する費用

なお、今までに震災復興として15地区（うち完了6地区）において事業を実施し、不良住宅の除却、従前居住者用の住宅の建設（約800戸完成済）及び公共施設等の一体的な整備等を行っている（平成11年12月末現在）。

表 4-9-6 震災復興地区内の住宅地区改良事業

市町村	地区数	面積(ha)	備考
神戸市	4	7.2	うち4地区完了
尼崎市	6	35.1	
西宮市	3	13.7	うち2地区完了
芦屋市	1	2.3	
川西市	1	1.3	
計	15	59.6	

9-2 被災者に対する住宅供給を進めるための都市基盤整備

被災者に対する住宅・宅地を緊急に確保するため、近畿圏の都市基盤整備公団開発地区等において、応急仮設住宅用地の貸与を行うとともに、宅地の前倒し供給や被災者優先区分を設けた優先分譲を実施した。

また、被災した都市基盤の整備を促進するため、都市基盤整備公団が土地区画整理事業により、住宅市街地の整備とともに、関連する公共公益施設整備を実施した。

住宅供給のための緊急かつ必要不可欠なニュータウン開発及び関連する公共施設の整備事業を実施した。

9-3 都市基盤整備公団（旧住宅・都市整備公団）による整備

公団は、土地区画整理事業について、地方公共団体からの要請を受け、芦屋市の2地区において被災市街地復興土地区画整理事業を施行するとともに、神戸東部新都心地区及び富島地区において業務を受託した。

また、市街地再開発事業については、施行者として第一種市街地再開発事業を2地区、第二種市街地再開発事業を3地区、計5地区を施行するとともに、組合施行や地方公共団体施行の再開発事業に参画し、保留床住宅を取得するなど8地区において協調型事業に取り組んだ。

さらに、地方公共団体の整備計画に基づき14地区において住宅市街地整備総合支援事業に取り組んでいる。

9-4 まちづくり活動への支援

震災前より、神戸市では、まちづくり協議会の提案を受け都市計画を策定する、いわゆる「協議会方式」を採用しており、震災復興に当たって兵庫県は、地元行政と地域住民が協調して復興を進めていくことを基本とすることを「阪神・淡路都市復興基本計画」に盛り込み、住民主体のまちづくりを推進するためまちづくり協議会等の設立やその自主的な活動を支援した。まちづくり案の検討においては住民間の対立が生じた地区もあるが、多くの地区で住民の熱意と努力の下、まちづくり計画の作成等の成果が得られている。

再開発等の面的事業を導入した地域では、協議会等による「まちづくり提案」を受け、第2段階都市計画決定に続き、事業計画を決定する枠組みを確立した。さらに、詳細なまちづくり計画として、「地区計画」「再開発地区計画」の策定もなされている。

被害の面的広がりが大きくない地域では住民による個別復興が基本であるため、住民の取り組みを行政が支援することとし、専門家の協力のもと、住民が建築物の共同化・協調化等による再建を推進している。

- ① 兵庫県は、平成7年9月、「ひょうご都市づくりセンター」を設置すると共に、阪神・淡路大震災復興基金を活用した「復興まちづくり支援事業」を創設し、さらに、平成9年度までの事業期間を平成12年度まで延長し、制度を拡充した。これらにより、住民主体の復興のまちづくりを広く支援している。
- ② 神戸市は、震災前より専門家派遣とまちづくり助成事業を制度化しており、復興土地区画整理事業や復興市街地再開発事業の区域内の団体にも助成措置を行ってきている。また、平成7年7月、「こうべすまい・まちづくり人材センター」を設置し、基金による「復興まちづくり支援事業」としてまちづくり協議会等に助成措置や専門家派遣を実施している。さらに、「街並み・まちづくり総合支援事業（建設省補助）」により専門家派遣を実施している。

図4-9-1 復興まちづくり支援事業のしくみ

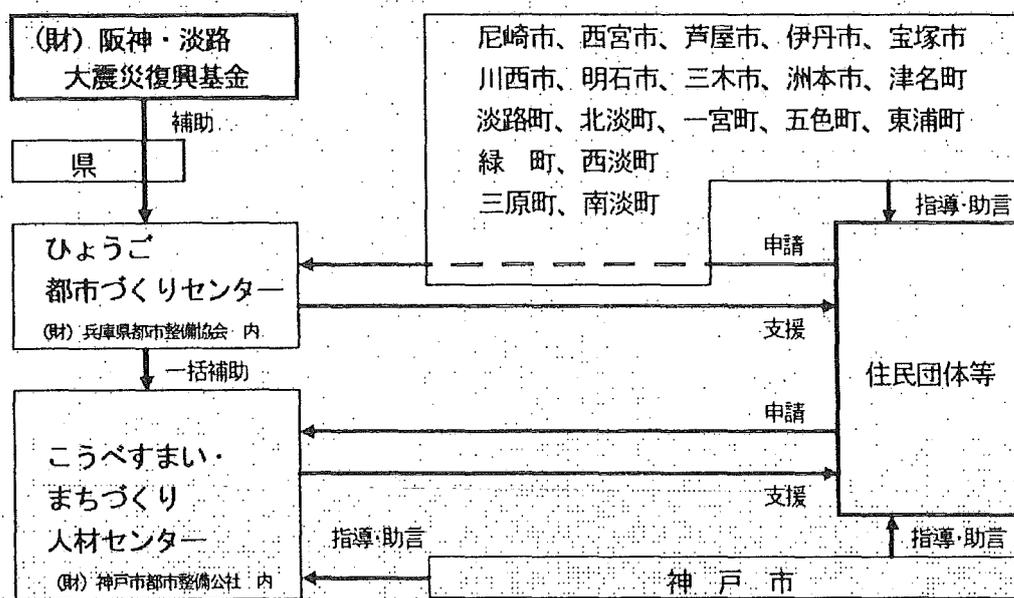


表4-9-7 復興まちづくり支援事業の実績等

① 専門家登録；アドバイスや計画策定支援のため様々な分野の専門家を登録。（平成12年1月17日現在）

		まちづくりアドバイザー	まちづくりコンサルタント
専門分野等		一級建築士、技術士、区画整理士、学識経験者、弁護士、司法書士、不動産鑑定士、土地家屋調査士、会計士、税理士、他	一級建築士事務所、民間コンサルタント、大学、弁護士事務所、不動産鑑定士事務所、公認会計士事務所、他
登録状況	兵庫県	305名	124社・団体
	神戸市	314名・団体	

②復興まちづくり支援事業等の実施件数（平成7年度～平成11年度[平成12年1月17日]）

		復興まちづくり支援事業 [基金事業] (兵庫都市づくりセンター)	神戸市 (こうべすまい・まちづくり人材センター)		
		内 容	実施件数 (神戸市含む)		
			[基金事業] 左の内数	補助事業等	
まちづくり アドバイザー 派遣	まちづくり アドバイザー 派遣	初動期の街づくり支援のため、専門的・技術的アドバイスをを行い、次の段階の助成措置を受ける体制に育てることを目的とし、住民団体に派遣。(制度拡充後、1地区のべ15人まで、1人1回5万円以内)	233件	184件	2件
	まちづくりコン サルタント派遣	建物共同化・協調化等のまちづくりの計画策定を支援 ①建築物共同化・協調化 ②コーポラティブ住宅建設計画 ③被災マンション建替計画 ④まちづくり計画 (1地区300万円上限)	310件	253件	180件
まちづくり活動助成		まちづくり計画を検討する住民団体等の活動費、計画策定費等の一部を助成 (1地区300万円上限)	276件	192件	201件
空地の整備助成 (平成10年度～)		まちづくり協議会等の要請に基づき、空地を公園・広場等に暫定的整備する場合、整備費の一部を助成。(1地区150万円上限、市町の助成額と同額を助成)	7件	7件	7件
バザール設置助成 (平成10年度～)		まちづくり協議会等の要請に基づき、空地をバザールに暫定的整備する場合、整備費の一部を助成。(1地区150万円上限、市町の助成額と同額を助成)	0件	0件	0件
計			826件	636件	390件

③支援事業等の実施地区

(平成7年度～平成11年度[平成12年1月17日])

	基金事業による実施地区 (神戸市含む)	神戸市での実施地区
まちづくり計画	205地区	157地区
建築物の共同化・協調化	157地区	129地区
被災マンション再建	47地区	33地区
グループ再建	52地区	52地区
コーポラティブ住宅建設	4地区	4地区
区画整理事業	8地区	8地区
空地の環境整備	7地区	7地区
啓発・PRを目的としたアドバイザー派遣 (セミナー・ミニセミナー)	76地区	71地区
計	556地区	461地区

第10節 雇用対策

10-1 雇用の維持・失業の防止のための対策

1. 雇用調整助成金の特例的な適用

震災による被害で事業の継続が危ぶまれる事業主が多数発生する状況となったことから、平成7年1月19日より関係公共職業安定所に助成金等の特別相談窓口を設けるとともに、同月23日（一部は同月30日）には、雇用調整助成金制度について、被災地域内に所在する事業所の事業主を支給対象事業主とする措置を講じ、該当する事業主に高率助成を行うこととした。

その後、被災地域外に所在する被災地域内に所在する事業主の下請け事業主に対しても本助成金を支給することとした（2月24日）。また、平成7年3月卒業の大学、短大生についても採用内定後、その内定者に対し休業等を実施する場合も本助成金の対象とする（3月1日）、神戸公共職業安定所の旧庁舎において本助成金業務を集中的に処理するための特別窓口を設ける（3月14日）などの措置を講じ、雇用維持に対する支援を行った。

2. 震災に係る失業給付の支給について

雇用保険失業給付の特例措置として、激甚災害法適用地域の事業所に雇用される被保険者に対しては、震災による事業所の一時休業や一時的離職により賃金を受けられない場合についても基本手当を支給するとともに、災害援助法適用地域の事業所に雇用される被保険者に対しては、離職前事業主に再雇用予約があるものについても基本手当を支給する措置を行った。

さらに、被災地域の雇用保険受給資格者については、本来手続きを行うべき住居地管轄安定所以外の安定所においても失業給付の手続きを行うことができるようにすること、書類の紛失等の場合については、手続きの簡略化による迅速な対応を行うこと、激甚災害の指定地域に居住する受給資格者については、60日間の延長給付の対象とすることなどの失業給付の手続きの弾力化等を行った。

3. 新卒者の就職対策

新卒者の求人取消し及び採用内定取消しのできる限りの回避を図るため、経営者団体のトップや事業主に対し、求人取消し、内定取消しの回避及び新卒者の雇用の確保等について要請を行うとともに、積極的な求人開拓、広域的求人情報の提供、合同面接会の開催等の就職支援対策を実施した。

4. 被災地域の事業主が行う職業訓練への支援

被災地域内に所在し、雇用する労働者に対し職業訓練を行う事業主または雇用する労働者の申し出による自主的な教育訓練の受講を援助する事業主などに対して、生涯能力開発給付金制度等（能力開発給付金、自己啓発助成給付金、人材高度化能力開発給付金）の各助成経費の高率助成の特例措置を実施し、その適用期間を平成10年1月22日まで1年間延

長した。

10-2 離職者の雇用の促進のための対策

1. 被災者の雇用の促進に係る特例措置

震災による被害で離職者が多く発生し、雇用機会の確保などが急務となったことから、平成7年1月19日より関係公共職業安定所に助成金等の特別相談窓口を設けるとともに、7月1日には、特定求職者雇用開発助成金制度について、本震災により離職を余儀なくされた45歳以上の者を支給対象者に加えることとした。

また、職業転換給付金制度については、平成7年1月30日に災害による離職者を訓練手当の支給対象としたのをはじめとして、本震災による内定取消未就職卒業者及び安定所長認定の就職困難者に対して広域求職活動費、移転費の支給対象とする措置を段階的に講じ、被災離職者の再就職支援を行った。

2. 阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法の制定

震災により被災地の一部について、多数の失業者が発生したため、早急にこれらの者の雇用の場の確保をすることが必要となったが、被災地における民間事業での雇用については、産業が復興するまで、当分の間できないのが実情であった。

他方、公共事業については、道路、港湾、都市の復旧等復興事業等の需要が見込まれており、公共事業についての労働需要も大きいと見込まれた。

こうした状況を踏まえ、公共事業に被災失業者が雇用されるべき割合を設けることにより、被災失業者に地元での雇用の場を提供することを目的とする、「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」を制定し、平成7年3月1日より施行した。

3. 広域的な労働力需給調整の実施

被災地の求職者に対し、ニーズに応えた綿密な職業相談を行うとともに、全国の公共職業安定所を通じて求人開拓を実施すること等により住居確保に配慮した求人の確保に努め、求人情報の提供、合同就職面接会の開催等により求職者の再就職の促進を図った。

4. 機動的な職業訓練の展開

被災により離職した者や自営業者等の早期再就職を図るため、公共職業能力開発施設において、既存の訓練コースの活用に加え特別コースの設定、専修学校への委託訓練の実施等、職業訓練を機動的に実施した。

5. 事業主が実施する職業訓練への支援

被災事業主が、雇用促進事業団立の職業能力開発施設において在職者に実施した職業訓練を無料とした。

10-3 総合労働相談所の開設

被災労働者及び被災事業主等に対する労働関係の相談については、関係府県の労働基準監督署及び公共職業安定所に特別相談窓口を設置し、対応を行ってきた。しかし、相談事項が両機関にまたがっている場合に、より総合的、機動的に対処する必要があるため、平成7年2月15日より、兵庫県労政主管部局が中心となって同県内各所に総合労働相談所を開設した。

同相談所の開設に際しては、県労政主管部局の職員の派遣、相談員または社会保険労務士の委嘱などを行い、関係労政機関の協力を得つつ、雇用調整助成金の特例、失業給付の特例に関する事、新規学卒者の採用問題に関する事等様々な相談に総合的に対応する相談体制を整備した。

第11節 経済の復興

11-1 被災中小企業支援対策

被災地の社会生活や経済活動の速やかな復旧・復興を図り、阪神・淡路大震災が我が国経済に与える悪影響を最小限にするためには、地域経済を支える企業活動の円滑な立ち直りを支援することが極めて重要である。とりわけ経営基盤が脆弱な被災中小企業の再建支援は重要かつ緊急を要することから、震災が発生直後から、政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付の実施、被災中小企業者に対する各種相談窓口の設置等により迅速な対応を行った。

また、平成7年1月20日の閣議決定及び1月24日閣議決定の激甚災害の指定により、災害復旧貸付及び中小企業信用保険等の特別措置の実施により支援策の拡充を行った。さらに、平成7年2月9日には、これまでにない総合的な支援策を決定し、それらの支援策の着実な実施が図られた。

1. 中小企業関係緊急連絡本部等の設置

阪神・淡路大震災により、多数の中小企業に甚大な被害が発生していることから、中小企業庁、中小企業関係機関*1から構成する「中小企業関係緊急連絡本部」を平成7年1月18日に設置し、①阪神・淡路大震災による中小企業の被害状況の迅速かつ的確な把握、②事業資金の融資に関する相談など当面の緊急措置の検討、③今後の復旧・復興支援措置の検討、④その他の必要な措置の検討を行うこととした。

また、被災地などに所在する中小企業等の行う事業を所掌する関係省庁が、相互に情報・意見交換など密接な連携を図り、それぞれにおいて効率的な対策を実施するため、平成7年2月6日に「関係省庁中小企業対策連絡会議」を設置し、被災中小企業者の事業の早期再開など、その復旧・復興に関する支援策の検討を行った。

2. 相談体制（窓口）の設置

(1) 政府系中小企業金融機関による相談窓口の設置

被災中小企業者からの当面の資金手当に関する金融相談等の利便を図るため、平成7年1月20日に、自らが被災した中小企業金融公庫及び商工組合中央金庫においては、災害対策融資相談窓口を日本銀行神戸支店内に設置し融資相談に応じた。震災の影響が少なかった国民金融公庫については、神戸支店内で融資相談を受け付けた。

また、政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫・国民金融公庫・商工組合中央金庫）は、平成7年1月21日・22日の2日間につき臨時営業を行った。

さらに、平成7年1月21日には、被災中小企業者からの金融相談の増加に対応するため、

*1 中小企業関係機関は、中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工組合中央金庫、中小企業信用保険公庫、中小企業事業団、全国信用保証協会連合会、全国商工会連合会、日本商工会議所、全国商店街振興組合連合会、全国下請企業振興協会、全国中小企業団体中央会。

政府系中小企業金融3機関合同の災害復旧融資相談窓口を、明石地区(明石商工会議所内)、
 尼崎地区(尼崎中小企業センター内)及び洲本地区(洲本商工会議所内)に開設した。

(2) 中小企業総合相談所の設置

被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的・機動的に対応するため、国、県、
 市町及び政府系中小企業金融3機関、商工会議所等の関係団体が一体となって相談に応じ
 る「阪神・淡路大震災中小企業総合相談所」を、①神戸地域(神戸市産業振興センター内)、
 ②阪神地域(西宮商工会議所内)、③淡路地域(津名商工会館内)の3ヶ所に、平成7年
 1月25日に設置した。同相談所は、震災後100日を迎えた平成7年4月27日からは、同地
 域において兵庫県が中心となって引き続き相談に応じている。

なお、平成8年3月31日までの相談件数は、延べ1万7,111件(電話、来所による相談
 は1万6,405件であり、複数の相談あり)にも達し、相談所を開設した平成7年1月25日
 から27日までの3日間が相談のピークとなり、3日間の1日当たりの平均相談件数は、40
 6件であった。

相談件数を業種別にみると、商業関係(小売業、卸売業、サービス業、飲食業)が全相
 談件数の55.4%を占めた。相談内容の多くは、金融関係の相談が全体の86.4%を占めた。

表4-11-1 阪神・淡路大震災中小企業総合相談所の相談内容・業種別件数

①相談内容別内訳

(単位：件・%)

相談内容	神戸地域	阪神地域	淡路地域	合計(構成比)
金融関係	9,502	4,858	428	14,788 (86.4)
労務関係	331	116	8	455 (2.7)
経営関係	304	41	5	350 (2.0)
法律関係	388	375	41	804 (4.7)
税務関係	39	15	1	55 (0.3)
その他	499	126	34	659 (3.9)
合計	11,063	5,531	517	17,111 (100.0)

②業種別内訳

(単位：件、%)

業種	相談件数	構成比
製造業	2,078	12.7
小売業	2,639	16.1
卸売業	956	5.8
建設業	1,163	7.1
サービス業	3,674	22.4
飲食業	1,817	11.1
その他	4,078	24.8
合計	16,405	100.0

3. 資金調達の手滑化支援

(1) 緊急融資及び既往貸付等に関する弾力的対応

被災中小企業者の資金調達の円滑化を図るため、平成7年1月18日から政府系中小企業金融3機関（中小企業金融公庫・国民金融公庫・商工組合中央金庫）は、一般の貸付とは別枠で融資が受けられる「災害復旧貸付」を実施した。併せて、既往の貸付の返済猶予についても、個々の企業の被災の実情に応じ弾力的に取り扱うよう指示を行った。

表4-11-2 政府系中小企業金融3機関による災害復旧貸付の概要

貸付条件	中小企業金融公庫	国民金融公庫	商工組合中央金庫
貸付限度	別枠 1.5億円 (一般分 4.0億円)	別枠 3,000万円 (一般分 4,000万円)	必要に応じ一般限度額を 超える (一般分組合 200億円) (一般分組合 20億円)
貸付期間	運転資金 10年以内 (通常は 5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)	運転資金 10年以内 (通常は 5年) 設備資金 10年以内 (通常も10年)	運転資金 10年以内 (通常も10年) 設備資金 20年以内 (通常は15年)
据置期間	運転資金 2年以内 (通常は 1年) 設備資金 2年以内 (通常は 1年)	運転資金 2年以内 (通常は6ヶ月) 設備資金 10年以内 (通常も6ヶ月)	運転資金 3年以内 (通常は 2年) 設備資金 3年以内 (通常は 2年)
貸付利率	通常利率 (4.9%)	通常利率 (4.9%)	通常利率 (4.9~6.0%)

(注) ①災害復旧貸付に係る貸付限度額、貸付期間等の貸付条件については、災害復旧貸付を発動した時点（平成7年1月18日現在）のもの。

②一般の貸付限度額については、震災対策とは別に平成7年4月1日に以下のとおり引き上げられた。

- ・中小企業金融公庫 4.0億円 ⇒ 4.8億円
- ・国民金融公庫 4,000万円 ⇒ 4,800万円

(2) 災害復旧貸付の充実・強化

政府系中小企業金融3機関においては、上記のとおり、震災直後の平成7年1月18日から「災害復旧貸付制度」を実施したが、平成7年1月20日には、「平成7年（1995年）兵庫県南部地震に係る激甚災害指定及び中小企業者等に対する災害融資等に関する特別措置」を閣議決定し、激甚災害の指定を待たずに、災害復旧貸付について特別措置^{*1}を講じた。その後、平成6年度補正予算等により以下のような「災害復旧貸付」の更なる拡充・強化を図り、円滑な低利資金の供給に努めた。

*1 平成7年1月20日の閣議決定においては、政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付の貸付金利を、激甚災害指定並みに設定した。具体的には、4.9%の貸付金利を4.45%に引き下げるとともに、特に被害の著しい者については、3.0%とした。

具体的には、被災中小企業者のうち、被害の程度の著しい者（特別被害者*¹）に対して、以下のとおり災害復旧貸付制度の拡充を行った。

○「災害復旧貸付」の特別措置の概要

①貸付金利の引き下げ

- ・当初3年間 3.0% ⇒ 2.5%*²
- ・4～5年目 4.45% ⇒ 4.15%
- ・6年目以降 基準金利

②特別貸付利率適用限度額の引き上げ

1,000万円 ⇒ 3,000万円

③貸付期間及び据置期間の延長

10年（据置2年）⇒ 15年（据置5年）

さらに、平成7年5月19日に成立した平成7年度第1次補正予算において、「災害復旧貸付」の貸付限度額について、中小企業金融公庫は別枠1億5,000万円億円から別枠3億円に、国民金融公庫は別枠3,000万円から別枠6,000万円に引き上げを実施した。

また、「災害復旧貸付」に係る利子については、事業所の建物が全・半壊（焼）した場合、貸付後の当初3年間（赤字企業に限り6年間に延長）、財団法人阪神・淡路大震災復興基金から2.5%以内の利子補給を実施し、実質無利子とした。

なお、「災害復旧貸付」の特別措置については、被災中小企業者の資金需要に応じて平成11年7月31日まで融資の取り扱いが行われた。平成11年8月1日以降についても、災害復旧貸付制度が実施されている。

*1 特別被害者とは、激甚災害法第15条第2項に規定された、激甚災害による損失額が政令で定める程度以上である旨の証明を市町村長等から受けた者である。激甚災害法の政令第32条の2では、その程度を以下のとおり規定している。

①主要な事業用資産の損失額が、被害時における価額に比し100分の70であること。
②当該被災時の事業年度の総収入額が前年に比し100分の10であること。

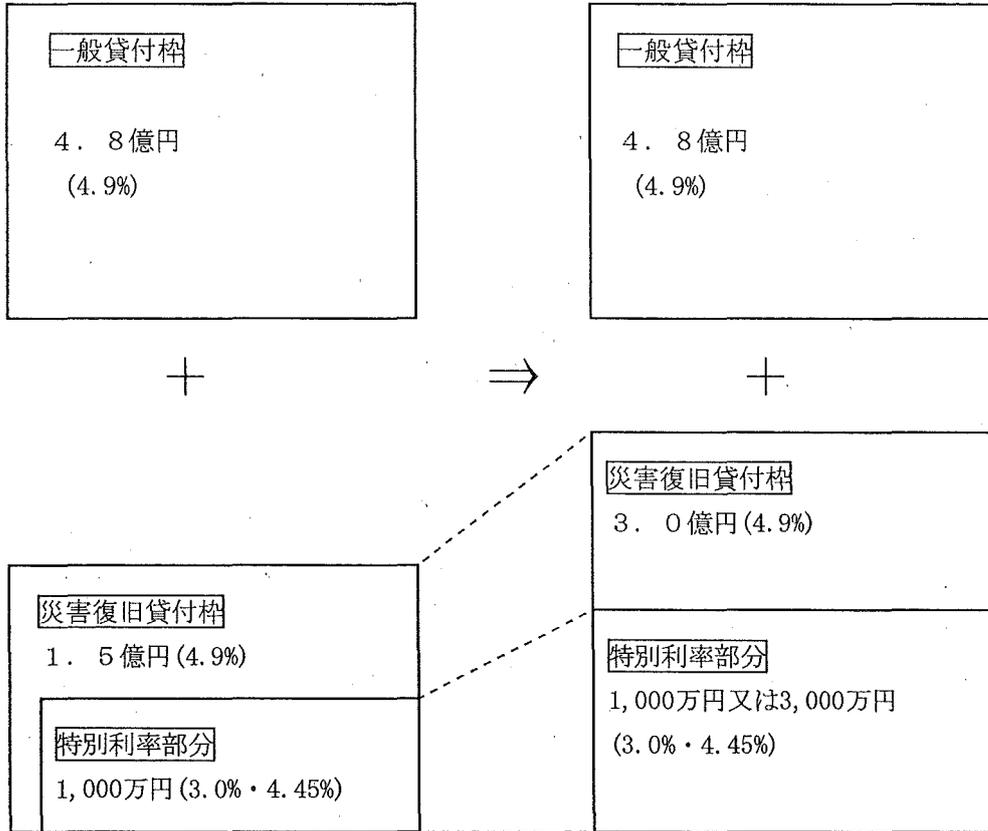
*2 貸付金利については、災害復旧貸付制度の発動当時（平成7年1月18日）の金利である。0.5%の金利の引き下げは、財団法人兵庫県中小企業振興公社からの利子補給による。

図4-11-1 政府系中小企業金融3機関の災害復旧貸付の拡充

(例：中小企業金融公庫)

【拡充前】

【拡充後】



(注) 特別利率部分の金利は、以下のとおり。

- ①特別被害者(直接) 3,000万円まで 3.0%
 - " (間接) 1,000万円まで 3.0%
 - ②一般被害者 1,000万円まで 4.45%
- なお、貸付金利は、平成7年1月20日現在のもの。

表4-11-3 災害復旧貸付の貸付実績

(単位：件・百万円)

		7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合 計
中小企業 金融公庫	件 数	916	2,148	432	64	13	3,573
	(激甚)	360	224	34	10	2	630
	金 額	52,343	130,695	30,185	5,668	484	219,375
	(激甚)	4,965	4,884	795	263	40	10,947
国 民 金融公庫	件 数	10,069	8,277	1,997	1,107	826	22,276
	(激甚)	7,976	5,847	1,742	1,045	807	17,417
	金 額	69,724	72,743	24,096	9,969	8,597	185,129
	(激甚)	52,905	45,500	15,531	9,230	8,416	131,582
商工組合 中央金庫	件 数	604	662	120	48	19	1,453
	(激甚)	68	34	6	1	0	109
	金 額	34,810	62,004	13,355	10,025	2,264	122,458
	(激甚)	1,303	733	157	30	0	2,223
合 計	件 数	11,589	11,087	2,549	1,219	858	27,302
	(激甚)	8,404	6,105	1,782	1,056	809	18,156
	金 額	156,877	265,442	67,636	25,662	11,345	526,962
	(激甚)	59,173	51,117	16,483	9,523	8,456	144,752

(注) (激甚) とあるのは、閣議決定及び激甚災害の指定に基づく貸付である。

(3) 中小企業体質強化資金助成制度の拡充による特別融資制度の創設

国と被災地自治体との応分の資金供給による中小企業体質強化資金助成制度*1を活用し、被災中小企業者の経営安定のための特別融資(兵庫県、神戸市の「緊急災害復旧資金」)を、平成7年2月15日に創設した。

「緊急災害復旧資金」は、平成7年7月31日まで融資が行われた。その後、被災中小企

*1 中小企業体質強化資金助成制度とは、国と都道府県等が拠出した資金を信用保証協会を経由して民間の金融機関等に預託し、民間金融機関等の資金を有効に活用することにより、当該預託額の数倍の額を中小企業者に融資を行う制度。

業者の実態に即し、据置期間については貸付当初は3年間であったが、3年経過後には毎年1年間ずつ延長を行い、平成12年3月現在では6年間となっている。これに伴い、償還期間についても貸付後の当初10年から13年に延長した。本資金に係る利子についても、政府系中小企業金融3機関の災害復旧貸付に係る利子の取り扱いと同様に、財団法人阪神・淡路大震災復興基金から、貸付後の当初3年間、事業所の建物が全・半壊（焼）した者については2.5%以内の利子補給が行われ、実質無利子とした。なお、その後の償還期間及び貸付期間の延長に伴い、利子補給については、赤字企業のみを対象として6年間に延長した。

○「緊急災害復旧資金」の概要

- ①貸付金利：2.5%
- ②貸付限度額：5,000万円
- ③貸付期間（据置期間）：10年（3年）⇒13年（6年）

表4-11-4 震災復旧緊急特別資金等の貸付実績

（単位：件・百万円）

	県・市	件数	金額
緊急災害復旧資金	兵庫県	23,443	304,039
	神戸市	10,108	118,131
小計①		33,551	422,170
緊急特別資金	兵庫県	4,631	57,320
	神戸市	1,182	13,404
小計②		5,813	70,724
小計③（①+②）		39,364	492,894
その他の市町村の 災害復旧貸付	尼崎市	3,064	19,319
	西宮市	3,042	19,777
	芦屋市	295	1,936
	伊丹市	722	3,411
	宝塚市	936	6,830
	川西市	146	838
	加古川市	29	263
	姫路市	43	387
小計④		8,277	52,761
合計（③+④）		47,641	545,655

(4) 無担保・無保証人での資金調達の円滑化

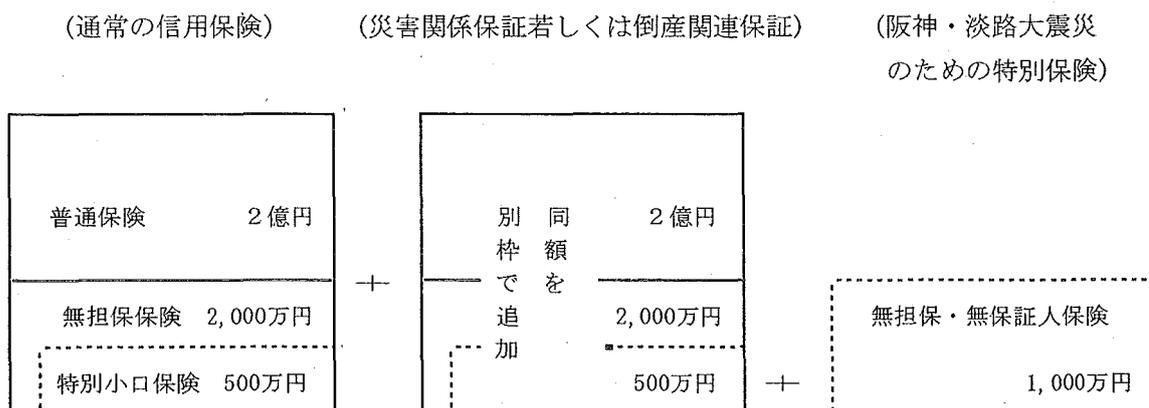
a. 中小企業信用保険の拡充

中小企業信用保険については、平成7年1月24日閣議決定の激甚災害法の適用により、中小企業信用保険の特例措置が講じられ、①中小企業信用保険法における普通保険（2億円）、無担保保険（2,000万円）、特別小口保険（500万円）の付保限度額について、同額の別枠を設定、②保険料率の軽減（普通保険：0.57%⇒0.41%、無担保保険：0.46%⇒0.29%、特別小口保険：0.33%⇒0.19%）、③てん補率の引き上げ（普通保険：70%⇒80%）を実施した。

これにより、担保力の乏しい被災中小企業者は、信用保証協会からそれぞれ同額を限度とする信用保証を付与され、金融機関からの資金融通が可能となった。

これらの特例措置に加え、さらに平成7年3月1日に制定された「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助に関する法律」に基づき、「無担保・無保証人保険」（付保限度額：1,000万円、てん補率：90%）を創設した。

図4-11-2 中小企業信用保険の特例措置の拡充



(注) ①特別小口保険：小規模企業者を対象とした無担保・無保証人保険であり、他の保険との併用はできない。

②付保限度額は、平成7年3月時点のもの。

表4-11-5 中小企業信用保険の特例に係る保証実績

(単位：件・百万円)

		7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合計
中小企業 信用保険 保証実績	件数	6,305	47,869	428	243	276	55,121
	金額	77,589	564,885	4,444	1,891	1,464	650,273

b. 小企業等経営改善資金（マル経）融資の拡充

中小企業のうち特に担保・信用力が乏しい小企業者等（従業員の数が、商業・サービス業については5人以下、その他の業種については20人以下）に対する、無担保・無保証人貸付である「小企業等経営改善資金融資」について、阪神・淡路大震災に対処するための特例措置として、阪神・淡路大震災により被害を受けた小企業者等については、貸付限度額を550万円から750万円に引き上げた。

(5) 中小企業設備近代化資金の新規借入に係る償還期間の延長

設備の近代化による生産性の向上等により、中小企業の経営安定を図るための「中小企業設備近代化資金制度」は、貸付限度額：4,000万円、無利子、償還期間：5年以内の制度である。

中小企業設備近代化資金に関しては、震災により滅失した設備に係る債務について、中小企業近代化資金等助成法第8条（償還の免除）を適切に運用し、その償還を免除するとともに、それ以外の場合にあっては、平成7年1月24日閣議決定の激甚災害の指定により、阪神・淡路大震災の被害を受ける以前の既往債務については、償還期間を2年を超えない範囲において延長を行った。

さらに、平成7年3月1日の「阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」により、阪神・淡路大震災の発生後の新規貸付の償還期間については、現行の5年以内から7年以内に延長を行った。

4. 操業の早期再開の支援

(1) 仮設工場、仮設店舗の整備の促進

震災により工場、店舗等を喪失した被災中小企業者の早期事業再開を促進するため、中小企業事業団の高度化事業^{*1}を活用して、地方公共団体、第3セクター等が仮設工場、仮設店舗等を設置し、応急の賃貸事業用施設（工場、店舗）を整備することができる事業を新たに創設した。

a. 仮設賃貸工場の建設

神戸市においては、被災中小製造業者の早期の立ち上がりを支援するため、高度化事業を活用し、神戸市内に6ヶ所に総面積2万721㎡、170戸が入居可能な賃貸仮設工場を整備した。また、賃料については、500円/㎡・月と低廉なものとされた。

*1 中小企業高度化事業は、地震等の災害により既往の高度化事業施設が罹災した場合又は罹災した事業施設の復旧に際して、中小企業事業団から災害復旧資金（事業費の90%、無利子、償還期間20年（据置3年）を貸し付ける制度。

表4-11-6 神戸市内の仮設賃貸工場の設置状況

団地名	所在地	対象業種	設置戸数	敷地面積	供用期間
神戸インナー 第4工業団地	長田区 駒ヶ林南町 1-75	機械金属	95㎡×2戸 85㎡×2戸 80㎡×5戸 75㎡×7戸 <hr/> 計 1,285㎡ 16戸	2,500㎡	H7.4.1 ～ H12.3.31
苅藻島	長田区 苅藻島町 2-2-20	ケミカル シューズ	214㎡×5戸 <hr/> 計 1,070㎡ 5戸	2,000㎡	H7.4.1 ～ H12.3.31
南駒栄	長田区 南駒栄町 1-115	ケミカル シューズ	198㎡×25戸 100㎡×6戸 <hr/> 計 5,550㎡ 31戸	12,000㎡	H7.5.1 ～ H12.4.30
神戸ハイテク パーク	西区櫛谷町 寺子櫛谷 1242	機械金属	240㎡×3戸 120㎡×26戸 60㎡×24戸 <hr/> 計 5,280㎡ 53戸	23,500㎡	H7.6.17 ～ H12.6.16
興亜池公園	西区 高塚台 2-12	ケミカル シューズ	214㎡×13戸 58㎡×17戸 <hr/> 計 3,768㎡ 30戸	7,500㎡	H7.6.3 ～ H12.6.2
高塚台	西区 高塚台 7-4-1	ケミカル シューズ 等	240㎡×9戸 120㎡×5戸 48㎡×21戸 <hr/> 計 3,768㎡ 35戸	8,900㎡	H7.6.27 ～ H12.6.26
合 計			20,721㎡ 170戸	56,400㎡	

b. 仮設賃貸店舗の建設

震災により、大きな被害を被った被災地域の商店街の商工業者の早期復旧を図るため、中小企業事業団の高度化事業や財団法人阪神・淡路大震災復興基金の活用等により、以下の仮設店舗が整備された。

表 4-11-7 仮設店舗の設置状況

設置場所	設置組合数	設置店舗数	備 考
神戸市	35	410	中小企業事業団の高度化資金による共同仮設店舗（菅原市場：22店舗）の設置を含む。
西宮市	12	157	
芦屋市	3	39	
伊丹市	1	37	
宝塚市	1	5	
淡路地域	3	22	中小企業事業団の高度化資金による共同仮設店舗（五色町：5店舗）の設置を含む。
合計	55	670	

(注) 兵庫県調べ

(2) 貸共同工場、貸共同店舗等の整備の促進

被災した中小企業者の操業の早期の安定を支援するとともに、中小企業者の事業環境の改善、効率化等を促すため、中小企業事業団の高度化事業を活用して、地方公共団体、第3セクター等が被災中小企業者等に賃貸するための共同工場、共同店舗等を整備することができる事業を新たに創設した。

神戸市においては、この高度化事業を活用し、阪神・淡路大震災により被災した神戸市内の中小製造業者に対し、操業の場の確保・提供を図ることにより、本格的な産業の復興を目指すため、「復興支援工場」を建設した。また、賃料については、第1期の場合で、1,200～1,800円/㎡・月と低廉なものとされた。

表 4-11-8 復興支援工場の概要等

□施設の概要

所在地	神戸市兵庫区和田山通1-2-25	
敷地面積	18,570.38㎡	
延床面積	約 26,500㎡	
工場棟	4棟 (5,300㎡×3棟(供用中)、10,600㎡×1棟(建設中)) 鉄骨鉄筋コンクリート造 5階建 242ユニット (72㎡/ユニット)	
その他の施設	駐車場	機械式2段駐車場 ・入居者用 242台 ・来客用 36台 ・身体障害者用 5台
	駐輪場	250台

□利用状況（平成11年11月10日現在）

区分	A棟	B棟	C棟	D棟	合計
建設ユニット数	46	49	49	98	242
機械金属関連	—	15社	—	—	15社
	—	(20)	—	—	(20)
ケミカルシューズ他	15社	16社	8社	—	39社
	(46)	(27)	(12)	—	(85)
使用ユニット数	46	47	12	—	105

(注) 上段：入居企業数、下段：使用ユニット数

(3) 災害復旧高度化事業の拡充

中小企業事業団の災害復旧高度化事業について、貸付条件その他について、以下の特例措置を実施した。

- ① 据置期間を現行の3年から5年に延長。
- ② 災害復旧高度化事業計画の受付期間を現行の1年間から3年間に延長。これにより、災害復旧高度化事業の受付期間は、平成7年1月17日から平成10年1月16日までとなった。その後、受付期間を3回延長し、現在、平成13年1月16日までとなっている。
- ③ 災害復旧高度化事業の対象に第3セクター等が行う高度化を支援する事業を追加した。

(4) 中小企業高度化事業に係る既往債務の延長

既往債務について、その償還期間を3年以内で延長を行った。

表4-11-9 災害復旧高度化事業の貸付実績

(単位：件・百万円)

	7年度	8年度	9年度	10年度	合計
件数	11	8	14	12	45
金額	538	577	9,595	9,078	19,788

(5) 商店街等の再建支援策の拡充

平成7年1月24日閣議決定の激甚災害の指定により、事業協同組合等の共同施設が被災した場合には、都道府県がその災害復旧事業に要する経費について補助を行う場合について、国が所要資金の一部を補助することとした。

さらに、これらの特例措置に加え、平成7年3月1日に制定された「阪神・淡路大震災

に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づき、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会の販売施設その他の共同施設（アーケード等）の再建に要する経費について都道府県が補助を行う場合について、国が所要資金の一部を補助した。

また、中小企業事業団の災害復旧高度化事業について貸付条件その他の特例措置を講じた。

図 4-11-3 商店街の再建支援策の拡充

災害を受けた一般商店街

国の補助金 (25%)	県の補助金 (25%)	高度化資金 (45%以内) (90%・20年・無利子) (市が補助する場合あり)	自己資金 5%
----------------	----------------	---	------------

↓

阪神・淡路被災商店街

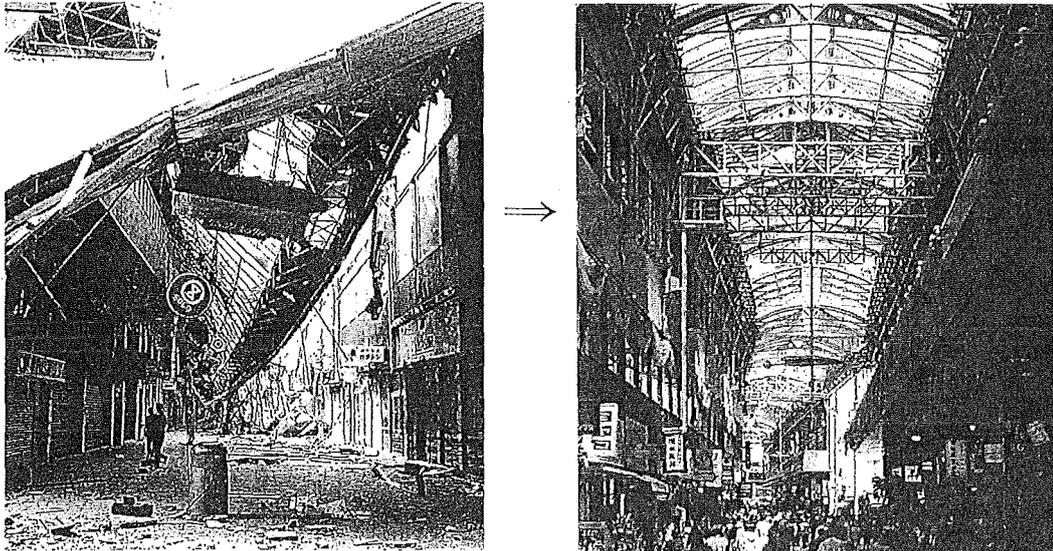
国の補助金 (50%)	県 (25%)	高度化資金 (22.5%以内) (90%・20年 無利子) (市が補助する 場合あり)	注 自己資金
----------------	------------	--	-----------

(注) ①本措置により、市の助成が1/4の場合は、自己資金は全く無し。

②市の助成が1/4に満たない場合であっても、高度化資金との組み合わせにより、自己資金は全事業費の0～2.5%以内。

(参考) 高度化資金による再建例 (その1)

□三宮センター街1丁目商店街振興組合のアーケード等の整備

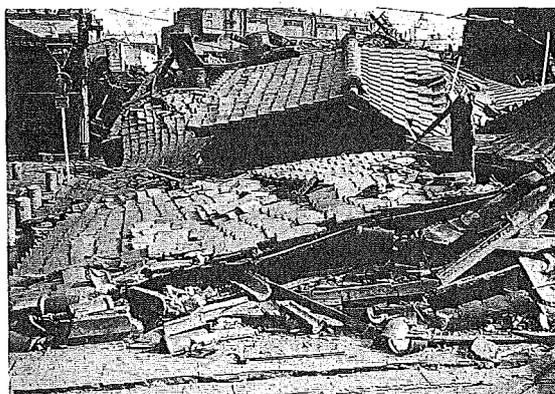


(整備事業の概要)

1. 経緯等
三宮センター街1丁目商店街は、神戸市を代表する商店街のひとつであり、昭和30年代以降急速に発展し、昭和40年代から市街地改造事業によるセンタープラザ等の整備とも併せ、一大ショッピングゾーンを形成している。阪神・淡路大震災により、組合員店舗も被害を受けるとともに、アーケードは約半分が落下した。このため、平成9年度にアーケード、カラー舗装、ソーラーシステムを採用したモニュメントの整備を「商業基盤施設整備事業の商業パサージュ事業」及び「災害復旧高度化事業」を活用し実施した。
2. 総事業費 1,349,880千円 (うち、高度化資金 : 769,392千円)
3. 工期 平成9年7月10日～平成10年3月25日
4. 仕様 アーケード (全藍式) : 建築面積 2,930^m₂・幅員11m・延長265m
カラー舗装 (自然石) : 面積488^m₂
モニュメント : ソーラーシステムによる時計・照明 3台

(参考) 高度化資金による再建例 (その2)

□ (株) 神戸酒心館の整備 (企業合同)



(整備事業の概要)

1. 経緯等

神戸市灘区から西宮市の臨海部に集積する灘五郷と呼ばれる酒造地帯は、全国比30%の出荷額を誇る全国一の清酒産地であったが、阪神・淡路大震災により木造の蔵が倒壊するなど、大きな被害を受けた。神戸市東灘区の中小酒造メーカーである「福壽酒造(株)」と「豊澤酒造(株)」の2社も、共に木造の醸造場が全壊し、その復興に当たって共同で災害復旧高度化事業の活用を計画。平成8年4月に中小企業近代化促進法に基づく共同出資会社設立の計画承認を受け、同年5月に新会社「(株)神戸酒心館」を設立。平成8年9月から免震構造の共同工場のほか、テーマ施設(イベントホール、飲食店、物販施設等)を建設し、平成9年12月に竣工した。

2. 総事業費 2,348,091千円(うち、高度化資金:1,910,619千円)

3. 工期 平成8年9月30日～平成9年12月2日

4. 規模等 敷地面積 6,896㎡

醸造・瓶詰工場、事務所等:鉄筋コンクリート造5階建て 延べ3,517㎡

物販、豆腐・梅酒工場:鉄筋コンクリート造2階建て 延べ881㎡

飲食店:木造2階建て 延べ406㎡

イベントホール:木造平屋建て 448㎡

倉庫:鉄骨造平屋建て 298㎡

(参考) 高度化資金による再建例 (その3)

□ジョイエール月見山の整備 (共同店舗)

(整備事業の概要)

1. 経緯等

大正12年に公設市場として開設以来、神戸市民の台所として繁栄していたが、昭和49年をピークに売上げに陰りが見え始めたため、昭和61年に設置された神戸市公設市場活性化検討協議会において同市場の活性化基本構想を策定。昭和59年に改装されたことなどにより、活性化の事業化には至らなかったものの、周辺の公設市場(宇治川、長田)の活性化に刺激され、平成5年から活性化プランの検討を開始。神戸市の事業転換指導を受け、平成7年度には全面建て替えの目途が立ったが、予算化されていた公設市場建て替え費用が阪神・淡路大震災により流れ、市場の存続が不可能となった。このため、高度化資金を活用した、セルフ方式による共同店舗の建設を計画。高度化資金による本格復興第1号店舗として、平成8年4月17日にオープン。

2. 総事業費 304,600千円 (うち、高度化資金: 193,058千円)

3. 工期 平成7年11月～平成8年4月

4. 規模等 売場面積: 479.25㎡

延床面積: 1,050㎡ (1階 596.72㎡、2階419.67㎡、塔屋35.75㎡)

5. 各種中小企業共済制度の適切な運用

(1) 平成7年1月20日、兵庫県火災共済協同組合等の行う「火災共済制度」及び兵庫県経営者共済協同組合等の行う「中小企業共済制度」について、提出書類の簡略化を図るなど支払手続の迅速化を指示した。

(2) 小規模企業共済制度の被災共済契約者に対し、掛金の納付期限を最長1年間延長するとともに、還元融資である一般貸付の償還期間を最長6ヶ月延長した(その後最長18ヶ月まで延長)。延長期間に係る貸付金利については減免した。さらに「傷病災害時貸付」の受付対象として指定するとともに、共済金の支払いを円滑にするため、手続の迅速化に努めた。

○小規模企業共済制度の傷病災害時貸付制度の概要(当時)

①貸付金利: 5.0% (平成8年4月より3.1%)

(一般貸付の場合は、7.2% (平成8年より4.5%))

②貸付限度額: 500万円

(一般貸付の場合は、250万円 (平成7年10月より500万円))

③償還期間: 3年 (一般貸付の場合は、2年 (平成7年10月より3年))

(3) 倒産防止共済制度の被災共済契約者に対し、掛金の納付期限について最長1年間延長を行うとともに、貸付金の償還期間についても最長6ヶ月延長(その後、最長18ヶ月まで

延長)を行うこととし、延長期間に係る金利については減免した。

6. 下請企業への取引あっせん等

被災中小企業の事業再建を進めていくためには、金融面等の措置と併せ、仕事の確保を図ることが極めて重要である。このため、平成7年1月26日に、被災地で被害にあった親企業と直接取引のある下請企業及び当該下請企業と取引のある二次下請企業への優先的な取引あっせんを行うよう、各都道府県の下請企業振興協会に指示を行った。

また、平成7年2月13日には、国及び特殊法人の物件、工事などの発注に当たり、被災地域の中小企業者に対する官公需の受注機会の増大について特段の配慮を行うよう、各省庁等に要請を行った。

11-2 産業関連税制による支援

被災企業の再建を支援するとともに、被災地域の産業の復興を図るため、以下のとおり産業関係の税制措置を講じた。

1. 被災企業の再建支援

(1) 震災損失の繰戻しによる法人税の還付

原則、前年(平成6年)の法人税額を限度として、震災損失額に法人税率を乗じた額に相当する額を還付。

ただし、この繰戻しでは震災損失額の1/2に法人税率を乗じた額に満たない場合には、その満たない部分について、2年前の法人税額を限度として、さらに1年遡り還付。この還付については、仮計算による中間申告時においても適用。

(2) 利子・配当等に係る所得税の一括還付

法人が支払った利子・配当等に係る所得税のうち、当該事業年度の法人税から控除しきれない部分については、震災損失額を限度として一括還付。

この還付については、仮計算による中間申告時においても適用。

(3) 課税の軽減措置

a. 被災土地に対する地価税の減免

以下の被災土地について、一定期間地価税を減免。

- 建物等が滅失(通常の修繕によっては、現状回復が困難な損壊を含む)した敷地(平成7~9年分免除)。
- 地割れ、崖崩れ等相当な被害を受けた土地(平成7年分免除)
- 建物等が損壊しその床面積の1/2以上の部分が、被災日後一定期間にわたり利用されなかった建物等の敷地(被災後一定期間の事業活動の稼働状況を示す一定の指標が前年同期比1/2以下である場合も同様)(平成7年分免除)
- 電気、水道等の供給が、被災日後一定期間以上にわたり途絶した土地(平成7年分1/2軽減)

- 応急仮設住宅の敷地（平成7年分免除）
- b. 被災固定資産に係る固定資産税の減免（平成7年分）
- c. 事業に係る事業所税の減免
休止事業所について、休止期間に応じ事業所税を免除。
- d. 消費貸借契約書に係る印紙税の非課税
国、地方公共団体、政府系金融機関等が被災者を対象として行う特別貸付制度の際に作成される金銭の消費貸借契約書に係る印紙税の非課税。
- e. 被災法人等に対する法人事業税及び法人県民税（法人税割）の不均一課税
震災損失金額が資本金又は出資金の2分の1以上となる被災法人等に対して法人県民税（法人税割）の不均一課税を実施。

2. 被災地域の復興促進

(1) 土地の譲渡を活用した復興投資の促進

被災企業（被災区域*1を有する法人又は個人）の復興投資及び被災区域における復興投資を促進するため、特定の資産の買換えの場合の課税の特例を創設。

①対象資産（次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合）

(ア) 譲渡資産：被災区域内に所有する土地等、建物又は構築物

買換資産：土地等、建物、構築物、機械及び装置（被災区域外へ移転する場合も含む）

(イ) 譲渡資産：被災区域外に所有する土地等、建物又は構築物

買換資産：被災区域内の土地等、建物、構築物、機械及び装置

②適用期間：平成7年1月17日～平成12年3月31日の間の資産の譲渡

③圧縮割合：100%

（ただし、上記①(イ)に該当する場合で、既成市街地内にある自己の所有しない被災区域内に資産を取得する場合は、80%）

(2) 復興投資の促進（(1)以外の場合）

被災企業の滅失・損壊した資産の代替資産の取得及び被災区域における復興投資についての特別償却を創設。

①対象資産（次の(ア)、(イ)のいずれかに該当する場合）

(ア) 滅失・損壊した資産の代替資産として取得する建物、構築物、機械及び装置

(イ) 被災区域において取得する建物、構築物、機械及び装置

②適用期間：平成7年1月17日～平成12年3月31日の間の資産の取得

③特別償却率：機械及び装置 30%（中小企業36%）

建物、構築物 15%（中小企業18%）

* 1. 被災区域とは、震災で滅失した建物等（通常の修繕によっては現状回復が困難な損壊を含む）の敷地の用に供されている土地の区域。

※ただし、平成10年4月1日～平成12年3月31日の間の取得については、

機械及び装置 20% (中小企業24%)

建物、構築物 10% (中小企業12%)

(3) 滅失・損壊した資産の代替資産を取得する場合の課税の減免

①固定資産税・都市計画税の特例 (家屋又は償却資産)

滅失・損壊した家屋又は償却資産の代替資産の取得の場合の家屋又は償却資産に係る固定資産税・都市計画税の特例措置

(ア) 家屋

適用期間：平成7年1月17日～平成12年3月31日の間に取得した資産

特例率：取得後3年間 1/2 (平成11年度より「取得後4年間 1/2、その後2年間 1/3」に拡充された)

(イ) 償却資産

適用期間：平成7年1月17日～平成12年3月31日の間に取得した資産

特例率：取得後3年間 1/2

②不動産取得税の減免

滅失・損壊した土地又は家屋の代替として取得する不動産に係る不動産取得税の免除

③登録免許税の免除

滅失・損壊した建物の代替として取得する建物の保存・移転登記等に係る登録免許税の免除 (移転による取得を含む)

④新增設に係る事業所税の減免

滅失・損壊した事業所用家屋の代替として新增設する事業所用家屋に係る事業所税の減免

(4) 被災市街地復興特別措置法に関連する課税の軽減

被災市街地復興特別措置法に基づき実施される土地区画整理事業及び第二種市街地再開発事業に関連し、土地譲渡益課税の特例措置を実施。

(5) その他

○財形住宅貯蓄等要件に該当しない払出しに当たっての利子非課税

○相続税及び贈与税における被災土地等への配慮、災害減免法の適用基準の緩和

○被災市街地復興特別措置法の住宅被災市町村の区域内の被災者向け有料賃貸住宅の割増償却

○従業員への無利子 (低利) 住宅資金融資による経済的利益の非課税

○居住用財産及び特定の事業用資産の買換え特例に係る買換資産の取得期限の延長

○消費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合における取扱いの特例

○申告期限の延長により、法人税及び消費税の中間申告書の提出期限が確定申告書の提出期限と同一の日となる場合の中間申告書の提出の特例

○事業用資産又は住宅・家財等に損害を受けた個人事業者に対する個人事業税の減免措置

11-3 産業基盤施設の整備に対する支援

1. 民活法の震災特例措置

「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する法律」(以下、「民活法」という)は、技術革新、情報化といった経済環境の変化に対応して、経済社会の基盤の充実に資する各種施設(特定施設)の整備を民間事業者の能力を活用して促進することを目的とするものである。

阪神・淡路地域の本格的な産業復興を図るためには、港湾施設の整備等の公共事業の実施と併せて、情報発信、ベンチャー企業の育成、商業集積の促進、国際交流(外国企業の誘致による輸入ビジネスの振興等)といった将来の有望分野が阪神・淡路地域で発展することができるよう環境整備を早急に図ることが不可欠であるとされた。

このため、被災地域においてこれらの分野の発展の核となる産業基盤施設の早期立ち上げを支援し、経済活動の再活性化のための地ならしが緊急に必要なことから、民活法に基づく支援措置について、阪神・淡路地域に限定した特例措置を講じている。

(1) 特例措置の内容

a. 民活能力活用型特定施設緊急整備費補助金

特定施設整備事業の建設事業費の補助割合の引き上げ

- ・平成7年度 5%⇒20% (港湾関係の民活特定施設分については10%)
- ・平成8年度以降 5%⇒10%

b. NTT無利子融資及び低利融資

特定施設整備事業の対象事業費に対する融資比率の引き上げ

- ・25%又は37.5%⇒50%

(2) 民活法の特例措置により整備された特定施設

a. ポートピアホール

国際コンベンション都市を目指す神戸市が、コンベンション施設の充実・高度化を目指す長期計画の一環として整備が進められたプロジェクトであり、兵庫県下で最大級の規模の国際会議場施設を、ポートアイランド第Ⅱ期地区に隣接したポートピアホテルの敷地内に整備するもの。平成9年3月に開業。1,701席の大会議室と10室の中小会議室、同時通訳施設等を有している。

b. 神戸三宮駅南地区の商業基盤施設

神戸市の中心としての三宮地区の復興を支援するものであり、震災で著しく低下した商業機能、買物環境機能、芸術文化機能の回復を図り、三宮駅南地区が神戸市の玄関口として再び機能することを目指し整備を行った。神戸交通センタービル、神戸国際会館、そごう神戸店からなる。神戸市中央区の中心部に位置し、市内最大のターミナルビルと、三宮駅南地区の商業施設を機能的に接続する柱となる施設である。(本事業については、「特

定商業集積の整備の促進に関する特別措置法」に基づき、まちづくりのためにマスタープランである「基本構想」が承認され、その具体的事業実施のため民活法において整備された。）

c. 神戸国際会館

阪神・淡路大震災で著しく低下した商業並びに都市機能の回復を図るため、物質的な豊かさだけでなく心の豊かさを求めるようになった今日、生活・文化等の地域に根ざした情報発信基地としての機能を整備するもの。マルチメディア等の情報通信機能を整備してインテリジェント化を図り、多目的ホールを中心に商業・情報・文化の融合を図った多用途複合施設である。平成11年7月より開業した。

d. 神戸東部新都心における熱供給事業（新産業構造形成プロジェクト）

熱の供給状態の監視または熱供給設備の制御等について、国際会館の機能を活用し、国際健康開発センタービル、兵庫県の文化施設、宿泊研究施設などの業務、文化施設等神戸東部新都心地区に熱供給を行う施設を整備するもの。平成10年4月より一部供給を開始しており、需要家ビルの完成に応じて、今後供給先を増やしていく予定。

e. 国際ビジネスサポートセンター（新産業構造形成プロジェクト）

対内投資の円滑化に資するべく、外資系企業の拠点を整備するもの。神戸市ポートアイランド第2期地区内に位置し、外資系企業を対象とあいて、オフィススペース及び組立作業場・倉庫スペースを提供するとともに、投資環境情報の提供等各種サポートサービス機能も備えたものとなっている。平成12年3月1日付けで認定を受け、事業が進行中であり、平成13年6月に一部（1期工事分）開業予定。

2. 日本開発銀行による災害復旧融資

阪神・淡路大震災においては、産業が集中する広範な地域において、製造業や商業を含む中堅・大企業及び電力・ガス等のライフラインがこれまでに類例をみないほど甚大な被害を被った。これらの企業やライフラインの早期復旧を図るため、日本開発銀行に災害復旧融資制度を新たに創設。

日本開発銀行においては、これまで災害復旧のための融資制度は存在せず、内容的にも、①電力、ガス等従来からの日本開発銀行の融資対象となっているものではなく、大規模小売店の店舗、製造業の岸壁・クレーン等従来通常の融資対象でなかったものも対象にし、②最優遇金利を下回る超低利を適用、③融資期間、据置期間についても従来より延長した、極めて優遇された制度。

(1) 生活基盤インフラ整備及び被災地域の経済機能復興支援

a. 融資対象

a) 生活基盤インフラ整備

被災住民への生活物資の円滑な供給を早期に図るため、被災した大規模小売店舗、物流施設等の復旧を生活基盤インフラ整備として支援。

b) 被災地域の経済機能復興支援

被災地域を中心として広範な下請企業や取引先を有し、それら企業との取引関係等が被災地域の経済基盤としての機能を果たしており、その復旧の遅れが被災地域の早期復興にとって大きな障害となる被災製造企業について、その生産ライン、岸壁・クレーン、ユーティリティ施設等の復旧を被災地域の経済機能復興のため支援。

b. 貸付金利

当初5年間は最優遇金利である特利5（4.75%）を0.1%下回る4.65%（=財投金利）の超低利とする。なお、6年目以降は基準金利（4.9%）、ないしは場合によって既存制度の金利（特利5（4.75%）、特利4（4.8%）、特利3・2（4.85%）のいずれか）とする（貸付金利は、平成7年2月17日現在のもの）。

c. 融資期間

最大30年以内、据置期間5年以内。

d. 融資比率

対象事業費の40%程度

(2) 電力・ガス等ライフライン復旧支援

a. 融資対象

電力・ガス等ライフラインに係る被災設備・施設。

b. 貸付金利

電力の配電・送変電設備、ガスの導管設備等緊急に復旧する必要があるもの。

⇒当初5年間、最優遇金利である特利5（4.75%）を1.0%下回る3.75%とし、それ以外のもは当初5年間、最優遇金利である特利5（4.75%）を0.5%下回る4.25%の超低利とする。なお、6年目以降については、既存制度の金利（特利4（4.8%）、特利3（4.85%）のいずれか）とする（貸付金利は平成7年2月17日現在のもの）。

c. 融資期間

最大30年以内、据置期間5年以内。

d. 融資比率

対象事業費の40%程度

表4-11-10 日本開発銀行の災害復旧貸付の貸付実績

(単位：件・億円)

		6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合計
災害復旧貸付制度	件数	5	40	24	19	10	7	105
	金額	207	970	213	191	119	77	1,777

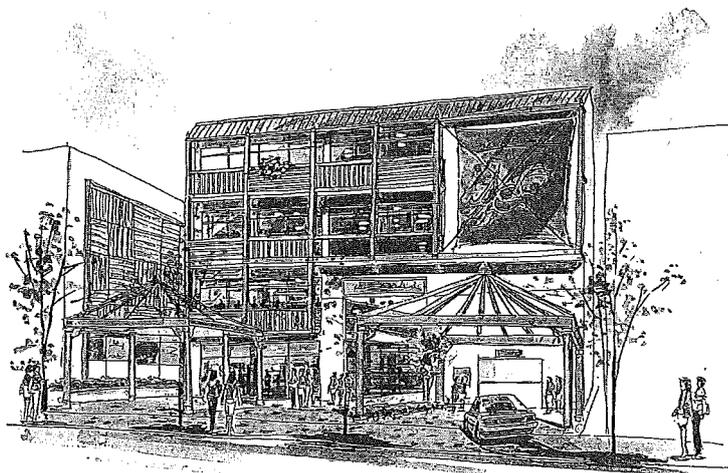
(注) 日本開発銀行の「災害復旧貸付」については、平成11年7月31日に終了した。

11-4 既存産業の高度化に対する支援

1. くつのまちながた核施設整備事業

阪神・淡路大震災により、ケミカルシューズ産業の一大産地である神戸市新長田駅周辺地区においては、住民や関連企業の流失、商店等の減少から、震災前のような賑わいはみられない状況にある。

このため、平成10年7月に施行された「中心市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律」に基づく「中心市街地」として位置付けられたこの地域において、ケミカルシューズ産業を新たな都市型産業として再生・展開させるため、消費者ニーズを直接生産に結びつけるための直販ショップや商品開発等の情報化、若手の人材育成及び付加価値の高いデザインを導入するためのインキュベーション施設等を一体化した核施設「シューズプラザ」を整備するものであり、地域振興整備公団を通じた出資により支援。



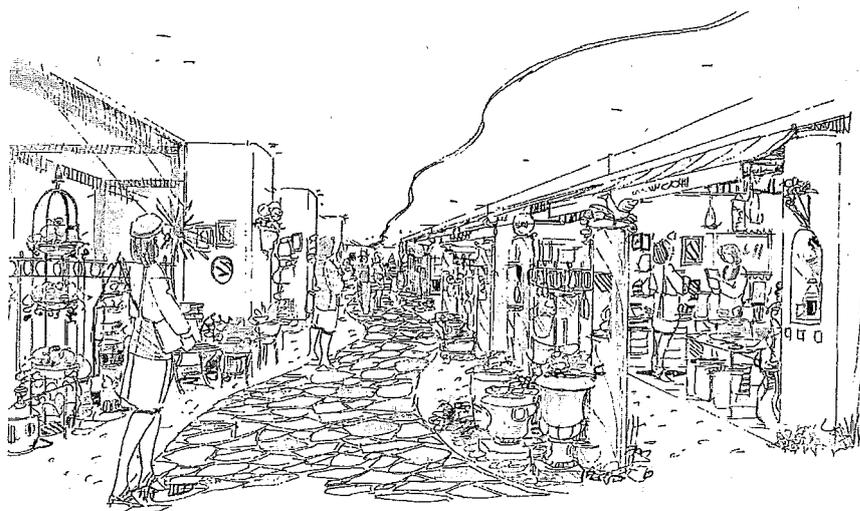
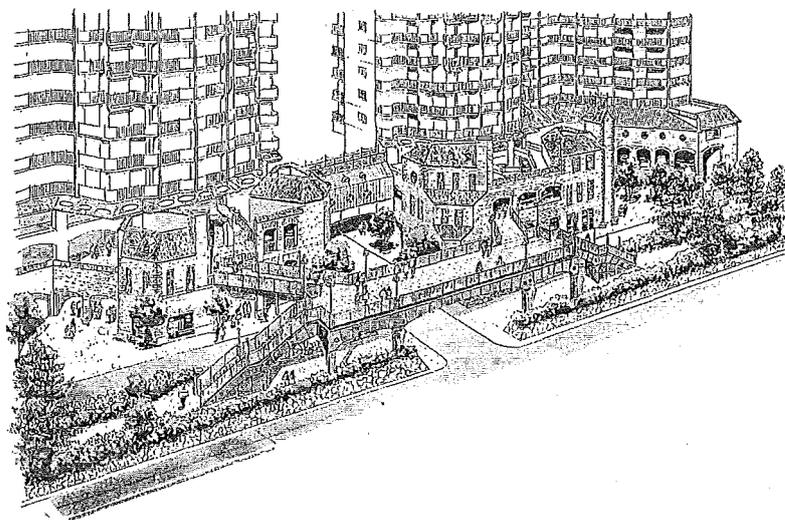
(施設計画の概要)

1. 所在地 神戸市長田区細田町7丁目
2. 建設工期 平成11年及び12年
3. オープン 平成12年7月(予定)
4. 施設概要
 - (1)敷地面積 1,380㎡
 - (2)延床面積 3,492㎡
 - (3)建物構造 鉄骨造地上4階
 - (4)施設内容 メーカー直販ショップ、イベント広場、デザイン・情報インキュベーションルーム等
⇒メーカー直販による消費者ニーズの迅速な把握により、デザインや商品構成・販売ノウハウを取得するなど新しい取り組みを支援。
 - (5)起業家支援機能
⇒デザイン・情報関連の起業家の集積を図り、ケミカルシューズ産業の高度化・情報化を促進。
 - (6)上記2つの機能を補完する生産支援・人材育成機能

2. 宝塚観光プロムナード核施設整備事業（（仮称）宝塚はなのミュージアム）

宝塚市はこれまで温泉街やホテルと観劇を中心とした観光産業を推進してきた。

しかし、阪神・淡路大震災により、従来の観光関連産業は入り込み客数の大幅な減少により大きな打撃を受け、未だに震災前の水準に回復していない状況にある。このため、中心市街地として位置付けられた阪急宝塚駅周辺地区において、市街地再開発事業と連携して、宝塚歌劇団や宝塚ファミリーランド等を含む一体の地域を「宝塚観光プロムナード」として面的に捉え、市街地再開発事業と連携して、その新たな観光の核となる施設として、展示、販売、インキュベーション施設、研究室の機能を持つ「（仮称）宝塚はなのミュージアム」を整備し、集客・観光産業の復興と、宝塚市の地場産業である花や植木などの素材とした都市型生活支援系の産業の育成・支援を行うものであり、地域振興整備公団を通じた出資により支援。



(施設計画の概要)

1. 所在地 宝塚駅前地区第二工区第二種
市街地再開発ビル3階
2. 建設工期 平成9年9月～平成12年9月
3. オープン 平成12年9月(予定)
4. 施設概要 床面積 1,154㎡
 - (1) 展示販売施設(直販実験ショップ・展示陳列棚等)
⇒市民に向けた花や緑のある生活・暮らし方を提案する。
 - (2) インキュベーション施設(情報系・デザイン系)
⇒主に植木園芸造園関係事業者支援として「ガーデニング」に特化した常設の関連用品販売コーナーを設置し、宝塚造形芸術大学の学生等に映像処理系コンピュータを提供し、支援するとともに、花や植木産業の商品開発・商品取引分野の情報化を推進する。
 - (3) 研究開発施設(会議室・研修室)
⇒市民の各種活動による成果の展示及び生活を花や緑・装飾などで彩るビジネスや関連ビジネスインキュベート機能等で宝塚造形芸術大学や甲子園大学といった学生のクリエイティブな完成や研究分野との連携、市内デザイナー、市民団体等に広く門戸を開いて活動の拠点とし、植木産業の中心施設である山本園芸流通センターと連携した事業者研究等を実施。

3. 神戸ファッション産業支援センター

神戸市は昭和48年、全国に先駆け「ファッション都市宣言」を行いファッション産業を一つの軸として都市づくりを推進してきた。

しかし、阪神・淡路大震災により、繊維産業を中心とする神戸ファッション産業は甚大な被害を受け、生活基盤の崩壊、流失及び消費市場の消失、都市イメージの崩壊等によりファッション産業の集積機能の低下が懸念された。このため、平成8年2月9日に「神戸ファッション産業復興支援センター」を、六甲アイランドの神戸ファッションマート内に開設し、情報収集・提供やデザイン企画開発及び人材育成支援事業等を実施している。

4. デジタルクリエイート工場の整備

情報関連産業の新たな取り組みを図るため、DTP(デスクトップ・パブリッシング)を中心としたマルチメディア製作の場として、兵庫県が設置した共同利用工房。

平成7年11月11日からの試験運用を経て、平成8年4月1日から本格的な運用を行い、マルチメディアに携わる事業者のニーズに合う情報機器等の設備を備えた共同利用の場として活用している。

11-5 新産業の創造・育成、研究開発の推進等に対する支援

1. 財団法人阪神・淡路産業復興推進機構による支援

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構は、被災地における産業復興の早期実現に向けて、産業復興計画に基づく復興事業を効果的かつ円滑に実施するため、地元自治体及び経済界が相互に連携を図りながら、総力を挙げて産業復興に取り組んでいくための中核的推進機関として、平成7年12月25日に設立された。

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構においては、産業復興の先導的プロジェクトの具体化のための支援事業、全国に向けた情報発信・集客イベントの開催や企業誘致促進のためのセミナーやイベントの開催等を中心に事業を実施している。

平成8年度から、新産業創出の観点から起業家の発掘、育成から投資、起業後までをフォローする「起業家育成システム」を実施している。さらに平成11年度より、ベンチャー企業により密着した実践的な事業支援を行うための「ビジネスロンチャー事業」を追加・実施している。また、被災地への企業誘致のための進出企業への情報提供機能を強化するため、データベース「ひょうご投資ガイド」を作成するとともに、平成11年5月10日に、総合サポート機能としての「ひょうご投資サポートセンター」を開設するなど、産業復興に対する様々な事業を展開している。

【ビジネスロンチャー事業の概要】

中小企業（いわゆるベンチャー企業を含む）に対して、より密着して実践的な事業支援を行うため、中小企業のニーズを的確に把握し、最適のアドバイス、支援策を適用できる効果的かつ機動的な支援システムを構築。これをロンチャー（Launcher＝ロケットの発射台）になぞらえ、「ビジネスロンチャー」事業という。

(1) 起業家発想システム構築

今後成長の見込める企業家等を発掘するための企業調査を実施し、その情報のデータベース化を行うとともに、「地域プラットフォーム」と連携しながら、公的支援制度の有効活用を図る。

(2) ビジネスコーディネーターシステムの試験的運用

トータルコーディネーターを中核に、経営管理、技術、資金、販売・マーケティングの各分野の専門家であるコーディネーター及び公的支援機関の実務責任者が共同で、今後成長が見込める事業化プロジェクトを個別・具体的に支援する。

① 起業家・中小企業の事業化プロジェクトの選定

② トータルコーディネーターが事業化プロジェクトの支援戦略・戦術を立案

③ 支援戦略に基づき、起業家・中小企業に密着して実践的な支援を展開

(3) ビジネスパートナー及びビジネスマッチングシステムの実証実験

起業家・中小企業の育成に意欲のある「ハンズオン型ビジネスエンジェル」を「ビジネスパートナーバンク」として組織化し、「ビジネスパートナーバンク」の会員と支援を希望する起業家・中小企業とのマッチングを図る「ビジネスマッチングシステム」を構築する。

① 支援を希望する起業家・中小企業の事業化計画募集。

② 募集案件に対する事業化計画の実現可能性及び起業家としての資質等を含めた専門的かつ総合的な審査

③ 事業成功可能性等のレベル評価（ランク付け）と、一定レベルの案件を対象に、ビジネスパートナーバンク会員とのマッチングを図るための仲介の場の設定

2. 財団法人新産業創造研究機構（N I R O）

被災地域の産業を復興し、地域経済の発展を図るため、兵庫県、神戸市、民間企業等が協力し、「国内外の大学・研究機関・企業を結ぶネットワーク」を構築し、これらが有す

る先端技術と地場産業の基盤技術を結集・融合させ、産・学・官の連携協力を密にした効率的な研究を実施し、新たな産業の流れを構築することを目的として、平成9年3月18日に設立された。

NIROでは、①高齢者・障害者のためのエイジングシステム（介護支援システム）、②放射光利用技術の研究、③先進港湾物流最適システム等に関する研究と共に、被災地域の中小企業支援やベンチャー企業育成のために、先端技術セミナーの開催や新製品・新技術の紹介にとどまらず、個別の企業からの相談に対し、NIROの技術のみならず地域の大手企業の特許、ノウハウ等も活用する仕組みとして、「技術移転センター」（TCC）を設置している。

また、「ものづくり試作開発支援センター」を設置し、機械・金属・ケミカルシューズ業界の中小企業を主対象として、ものづくり能力及び研究開発能力の向上を図るため、製品企画、概念設計、詳細設計、解析及び試作工程を統合し、製品企画から試作までの図形データを一貫した流れで取り扱う「3次元開発・設計・試作統合システム」を活用し、研修や技術指導を実施している。

さらに、地域における科学技術振興と新産業創出の促進を図るため、研究開発のコーディネート活動（共同研究の企画や研究成果の技術移転の促進等）を行う「地域研究開発促進拠点支援事業（RSP事業）」の拠点機関としてNIROを選定し、国としても積極的な支援を行っている。

なお、技術移転成功事例の第1号として、NIROは、民間企業との共同開発により、プレジャーボード用としては世界発の「電動パワーアシストシステム技術」の開発に成功した。

3. 地域産業総合支援事業（地域プラットフォームの整備）

平成10年12月18日に制定された「新事業創出促進法」により、地域内の各種産業支援機関の連携、ネットワーク化を図ることにより、新事業創出のための総合支援体制、いわゆる「地域プラットフォーム」を整備することができることとなっている。兵庫県及び神戸市においては、以下の「地域プラットフォーム」体制の整備を図り、新産業の創出の推進に取り組んでいる。

(1) 新規事業2500創出大作戦（兵庫県）

兵庫県における企業の廃業率と開業率の差は、阪神・淡路大震災の影響もあり全国平均よりも大きい状況にある。このため、県内の事業所総数約25万社の1%に相当する2,500の新規事業を今後5年間（平成11年度～）で創出する「新規事業2500創出大作戦」を展開している。

同作戦の一環として、財団法人兵庫県中小企業振興公社を中核的支援機関と位置付け、そこに設置された「新事業創出支援センター」を中心に産業支援機関ネットワーク化を図ることにより、事業準備段階から事業化に至るまでの総合的な支援を行う「新産業創造総合支援事業」を実施している。

支援にあたっては、ベンチャー企業だけでなく、既存産業の新分野進出など幅広く企業ニーズ・シーズの発掘を積極的に行うなど、各産業支援機関と連携しつつ、技術・商品開発、人材、資金等の多岐にわたる課題について適切な支援策を実施している。

(2) 神戸医療産業都市構想（神戸市）

神戸市は、21世紀の成長産業である医療・健康・福祉関連産業の振興を図るため、高度医療技術の研究・開発拠点を整備し、国内及び海外の医療関連企業の集積と新産業の創出を図るとともに、既存産業の高度化と雇用の確保による神戸経済の復興、健康支援や高齢化社会への対応等の市民福祉の向上や医療関連産業の技術向上による国際社会への貢献にも資する目的で「神戸医療産業都市構想」を推進している。

同構想の一翼を担うべく、医療関係の施設、研究機関の集積を利用し、医療・健康・福祉分野を重点に新事業創出を促進し、中核的支援機関は医療関連企業誘致の支援を積極的に行うことに加え、医療関連企業、研究機関及び大学等が参画する「神戸医療産業都市研究会」の運営を行うことを通して新事業創出を推進することとしている。

11-6 企業誘致の促進等に対する支援

1. FAZ法^{*1}による支援

神戸市においては、平成4年にFAZ法に基づく「輸入促進地域」（FAZ）の指定を受けているが、平成9年2月18日に、「神戸港国際流通センター」を輸入促進基盤施設として、「ポートピアホール」を国際経済交流施設として追加するとともに、FAZ地域内に輸入関連事業者の集積を促進するための地区（「特定集積地区」）を全国で初めて設定し、以下の支援を実施した。

(1) 特定集積地区の設定

平成9年2月18日、神戸市のポートアイランド及びポートアイランド（第Ⅱ期地区）を中心に計918haに「特定集積地区」を設定。これにより、ポートアイランド第Ⅱ期地区を中心として輸入関連事業者（例えば、輸入食品加工業者、輸入衣類加工、輸入生活雑貨卸売等）の集積が促進され、阪神・淡路大震災で大打撃を受けた神戸港の国際ハブ港湾としての発展に資することとした。

(2) 特定集積地区に対する支援

a. 税制上の支援

○特別償却

⇒FAZ地域内の「特定集積地区」に立地する輸入関連事業者（運輸業、製造業、卸売業、小売業及びこん包業）が取得する建物・付属設備、機械・装置について、

*1 FAZ法＝「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」は、各地域にFAZ（輸入促進地域）を設定して、輸入貨物が集中している地域における輸入関連インフラの整備の促進（混雑地の嵩上げ）及び輸入貨物の流通を分散させていく地域における輸入インフラの先行的な整備（地域分散）を図るとともに、FAZ地域への輸入品の加工業者、流通業者等の集積のメリットを活用することにより、効果的に我が国の輸入の促進を図ることを目的とするもの。

初年度25%（建物については12%）。（平成12年度より、22%（建物については、10%））

○特別土地保有税の非課税措置

⇒F A Z地域内の「特定集積地区」に立地する輸入関連事業者（運輸業、加工業、卸売業及び小売業）が当該事業の用に供する土地について、特別土地保有税を非課税。

○固定資産税及び不動産取得税に係る減収補てん措置*1

（注）従来、兵庫県及び神戸市は、財政力指数が標準数値を上回ることから減収補てん措置の対象外であったが、平成8年3月に震災地域特例として減収補てん措置の対象とした。

- b. 産業基盤整備基金による債務保証
- c. 中小企業信用保険の特例措置

(3) その他の支援措置

- a. 輸入関連事業者集積促進事業費補助金
- b. ジェトロ（日本貿易振興会）神戸F A Z支援センターの設置

平成8年5月27日に設置。本センターは、インターネットを活用した輸入・対内投資促進の情報提供、貿易・投資に関するアドバイザーによる内外企業へのコンサルティング等の支援を実施。

2. 新産業構造拠点の形成の促進に対する支援

(1) 産業復興推進条例*2の制定（兵庫県）

阪神・淡路大震災により未曾有の被害を被った被災地の産業の速やかな復興のためには、単に震災前の水準に産業活動を回復させることに止まらず、産業構造の変動に対応し、新たな経済的環境に相応しい多様な産業が集積し、それぞれの事業が有機的に連携しつつ成長・発展する地域経済を構築することが必要である。

このため、兵庫県は、今後成長が見込まれる情報・通信、生活文化、国際化といった新しい産業分野の企業の集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、平成8年10月19日に「産業復興推進条例」を制定し、平成9年1月1日に施行した。これにより、「新産業構造拠点地区」内に進出・立地を行う新規成長事業を行う企業に対して税制・金融上の優遇措置を実施している。

○新産業構造拠点地区及び優遇措置の概要

- ①認定地区：神戸市ポートアイランド（第2期）、西宮名塩ニュータウン
- ②集積促進分野：「医療・福祉」、「生活文化」、「情報・通信」、「国際化関連」等

*1 「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法第15条の地方公共団体の特例を定める省令」（平成8年3月29日）により震災特例措置を講じた。

*2 産業復興条例とは、兵庫県が制定した「新産業構造拠点地区の形成による産業復興の促進に関する条例」のこと。

- ③優遇措置：課税の特例措置（不動産取得税の特例）、オフィス賃貸料補助、企業誘致促進融資 等

(2) 神戸起業ゾーン条例^{*1}の制定（神戸市）

神戸市においては、兵庫県が制定した「産業復興条例」を受けて、神戸市の新産業構造拠点地区を定め、地区内に進出・立地する企業の税制・金融上の優遇措置について定めた「神戸起業ゾーン条例」を、平成8年12月10日に制定した。

○起業ゾーン及び優遇措置の概要

- ①設定地区：神戸市ポートアイランド（第2期）
- ②集積促進分野：「生活文化（ファッション）関連」、「情報・通信関連」、「国際化関連」、「集客関連」、「物流関連」の5分野
- ③中核施設：基盤性、先導性を有する施設又は大きな経済波及効果を及ぼす施設
- ④優遇措置：
 - ・特定事業に係る施設又は中核施設⇒課税の特例措置（固定資産税、都市計画税）
 - ・中核施設に対する優遇措置⇒課税の特例措置（事業所税）、オフィス賃貸料補助、設計・建設費補助 等

(3) 新産業構造拠点地区形成促進助成金による支援

兵庫県は、上記のように今後の成長が見込まれる新しい産業が集積する「新産業構造拠点地区」の形成促進を目的として、平成8年10月「産業復興推進条例」を制定し、新規成長事業を行う者に対して立地支援事業を実施した。

この地元自治体による産業復興に向けた支援をより効果的に促進するために、新規成長事業を行う者の負担軽減措置を図るための助成金の交付を内容とする「新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業」を、平成9年3月から実施した。

具体的には、財団法人阪神・淡路大震災復興基金内に新産業構造拠点地区形成促進基金を設置し、その果実及び取り崩しにより、オフィス賃貸事業及び進出調査事業を行う者に対し、新産業構造拠点地区形成促進助成金の交付を実施している。

表 4-11-11 新産業構造拠点地区形成促進助成金交付事業の内容

	オフィス賃貸事業	進出調査事業
助成額（率）	2,000円/㎡・月	1/4 (1/4)
限度額	400万円/者・年	100万円/者 (150万円/者) ※ () 内は外国企業の場合

*1 神戸起業ゾーン条例とは、神戸市が制定した「神戸起業ゾーンの設定及び当該ゾーンにおける支援措置に関する条例」のこと。

(4) 企業誘致ワンストップ・サービス事業

財団法人阪神・淡路産業復興推進機構では、被災地への企業誘致を促進するため、進出企業に不可欠な投資関係の諸情報の整備・提供と、実際の進出に際して必要な許認可等諸手続き、ビジネス、生活等にわたる総合的な情報提供・指導・助言等の支援とが併せて可能となる総合的サポート体制を整備し、進出企業に対する支援を実施。

具体的には、

- ① 投資情報・許認可手続き等の諸情報を一元化したデータベース「ひょうご神戸投資ガイド」をベースにインターネットによる情報発信を強化し、進出企業に情報提供。
- ② 「ひょうご投資サポートセンター」を開設（神戸国際会館内に平成11年5月10日に開設）し、専任アドバイザー等を配置して各種相談・問い合わせに対して助言・指導を行うとともに、当地域に進出準備中の外国・外資系企業に対し、低廉な賃貸オフィスの提供、進出調査費の補助等も含めきめ細かなサポート・サービスを実施。

11-7 高度情報化の推進

1. 情報通信分野における起業支援に資する共同利用型研究開発基盤施設の整備

通信・放送機構が研究開発のための基盤的施設（光ファイバー網上の最先端のネットワーク環境を擬似的に再現できる実験施設）を整備し、これを、民間企業の新サービス開発等のために開放提供し、起業化を支援している（平成7年度～12年度）。

2. 次世代デジタル映像通信に関する総合的な研究開発

通信・放送機構が遠隔地の複数の者がネットワークを活用してデジタル映像を共同制作することを実現するために必要な通信技術を開発した（平成7年度～10年度）。

3. マルチネットワーク制御等に関する研究開発

通信放送機構がCATVを活用したデジタル通信ネットワークを遠隔制御するための監視技術、障害時の管理機能維持のためのネットワーク制御技術について、研究開発を実施した（平成8年度～11年度）。

11-8 観光復興支援

被災地の観光復興について、政府としては国際会議の誘致をはじめ、関係会議の開催を神戸で行うよう努めたほか、被災地域のホテル・旅館関係者、兵庫県、神戸市、観光関係団体、主要旅行業者、運輸省をメンバーとする「ホテル・旅館等復興対策協議会」（平成7年2月設置）の場等を通じて、定期的に旅行業界等へ情報提供を行うなど、観光施設の復興状況についてPRを行った。

平成8年4月には、地元と送客関係者の官民連携により観光復興の促進を図る「阪神・淡路観光復興デスティネーション協議会」を設置・開催し、当該地域への誘客等について協議した。

さらに、「ときめき神戸観光キャンペーン」等の実施や「神戸ルミナリエ」等のイベントに対して、観光復興促進を図るため、モーターボート特別競走の収益金から拠出された震災復興支援資金による支援を行った。なお、「神戸ルミナリエ」は、阪神・淡路復興対策本部により復興特定事業に認定された（平成9年7月）。

平成10年2月には、観光立県推進地方会議「全国大会」が神戸市において開催され、この場において同年4月の明石海峡大橋の開通を契機とした観光キャンペーンへの関係者の協力を要請するなど、観光客誘致の気運を盛り上げた。

こうした諸施策により、平成10年には神戸地域への訪問客数は震災前の水準（2,440万人）を上回る2,528万人となった。

11-9 その他

1. 産業復興に関する規制緩和の推進

被災地域において、企業の具体的な規制緩和要望を汲み上げながら産業復興のために真に必要な規制緩和を推進していくための体制について、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が中心となって検討を行い、以下のような枠組が設置された。

- ① 企業の具体的な規制緩和措置要望を、地元産業界や自治体の協力を得て、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構が集約。
- ② 集約した要望について、地元自治体や産業界の協力を得つつ、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構が利害関係者の意見を集約。
- ③ 財団法人阪神・淡路産業復興推進機構に設置する検討委員会（委員は地元経済団体や自治体の幹部）において、②の意見も踏まえ、集約された要望について緩和の必要性、復興への貢献度等多角的な観点から検討、集約。
- ④ 委員会において復興のために真に緩和が必要であるとの結論に達したものについて、財団法人阪神・淡路産業復興推進機構から国又は地元自治体に対して緩和を要望。

2. 情報技術の活用による防災体制の整備

電子技術を活用して被災地域における産業復興を図るため、「震災地区産業高度化システム開発実証事業」として以下の3つの分野のソフトウェア開発・実証事業を実施している。3分野の開発するソフトウェアは公募によってアイデアを募集し、268件の応募のうち以下の40件を採択した。

なお、本事業によって開発された情報処理システムは、その成果の広報と普及を図るため、成果発表会を開催するとともに、情報関連イベントへの参加等を行った。

(1) 既存産業の再活性化事業

被災地域の既存産業が、先進的な情報技術を駆使して震災以前にも増して高水準な事業活動を開始し、神戸ブランド、神戸デザインの高度化を促進するために必要なソフトウェア、システムの開発を行う。

採択された事業は、ニーズ即応シューズ製造販売支援システム開発、中小機械金属加工

業における協業支援システムなど17事業である。

(2) 新規情報産業への参入促進事業

技術水準が高く、人材、情報、技術の交流結節点となる新鋭の情報産業（映像産業等）が他地域から被災地域に参入し、事業活動を行う上で必要な先進的ソフトウェアの開発を支援することにより、かかる産業の誘致、集積により、被災地域の経済復興を加速度的に促進する。

採択された事業は、デジタル合成システム開発とバーチャルスタジオによるデジタル映像システムの構築、CATV等の高速インターネット通信環境下におけるリアルタイム動画画像受配信システム開発など10事業である。

(3) 災害に強い街づくりの支援事業

被災地域における生産、事務関連業務、生活居住、ライフライン、行政等の分野について、将来の災害による被害を最小限にし、また早期に回復する機能を有するとともに、平常時においては効率性の高い物流・商流や施設・設備運営に資するソフトウェアを開発し、もって街のプランニング、災害発生時の緊急対応、復旧対応又は平常時活用のシステムの高度化を図り、被災地域の産業復興の基盤となる災害に強い新たな街づくりを図る。

採択された主な事業は、地域福祉総合ネットワークシステム開発、大規模災害対応型新診断支援動画情報システム開発など13事業である。

第12節 復旧・復興を円滑に進めるための横断的施策

12-1 法的紛争等の早期解決

1. 民事調停法による調停の申立手数料の免除

阪神・淡路大震災に起因する民事に関する紛争の迅速かつ円滑な解決に資するため、「阪神・淡路大震災に伴う民事調停法による調停の申立ての手数料の特例に関する法律」（平成7年法律第313号）が制定され、平成7年1月17日において、阪神・淡路大震災の被災地区に住所等を有していた者が、同震災に起因する民事に関する紛争につき、同日から平成9年3月31日までの間に、民事調停の申立てをする場合には、申立ての手数料を免除することとされた。

2. 登記特設相談所の開設

震災による死亡者は5,500人を超え、倒壊・焼失した家屋等は全壊家屋だけで10万棟を超えた。また、地殻自体の変動や陥没等により、土地の境界線が不明になる事案が多数見られることとなった。このようなことから、相続に関する問題、建物の表示登記に係る問題、土地の境界に係る問題など様々な法律上の問題が発生することとなったが、避難所等で不自由な生活を余儀なくされるなど不安な生活を送る被災住民の方々の復興への一助となるよう、被災地を管轄する神戸地方法務局の本局、支局及び出張所並びに大阪法務局の出張所に登記に関する特設相談所を設置し、被災住民からの登記に関する法律問題等の相談に当たった。

3. 「阪神・淡路大震災に伴う法人の破産宣告及び会社の最低資本金の制限の特例に関する法律」（平成7年法律第42号）の制定

まず、阪神・淡路大震災による被害の状況にかんがみ、被災した会社その他の法人等の存立に資するため、当該被害により債務超過となった法人について破産宣告を一定期間留保すること等の特例を定めた。これは、今回の大震災による債務超過という状態は一時的なものであり、一定期間事業を継続すること等により債務超過の状態を脱却することが可能であるのに、直ちに破産宣告を受け、再建の機会を失うことは相当ではなく、また、一法人の破産が他の法人の債務超過を惹起するなどして連鎖的な破産を招くおそれもあることが考慮されたものである。

次に、商法に関しては、平成2年に商法等の一部を改正する法律（平成2年法律第64号。以下「改正法」という。）によって、株式会社について1,000万円の最低資本金制度が導入される（商法168条ノ4）とともに、有限会社については最低資本金の金額が10万円から300万円に引き上げられた（有限会社法9条）。その際、経過措置として、改正法の施行前から存する会社については、改正法施行の日から5年間（平成8年3月31日まで）は、最低資本金に関する改正法の規定を適用しないこととされ（改正法附則5条1項、18条1項）、5年間の猶予期間内に増資または組織変更の手続きをすればよいこととなっていた

が、この猶予期間の満了まで1年余りとなった時期に、阪神・淡路大震災が発生した。そこで、登記の申請を含めて最低資本金への対応に必要な法定の手続き全てを履践するための時間的余裕を確保するため、平成8年3月31日までの猶予期間を平成9年3月31日まで1年間延長することとされた。

4. 法律扶助事業

阪神・淡路大震災の発生に伴って急増した、土地・建物の権利関係や賃貸借関係などをめぐる法的紛争について、資力に乏しいため自己の権利を実現できないおそれのある被災者を対象に、被災者が抱える法的紛争を迅速に解決し、被災者の生活基盤の安定を図るため、法律相談または法的紛争の調停や訴訟に係る弁護士費用等の訴訟に関する費用の立替えを行う法律扶助事業を、近畿弁護士連合会及び財団法人法律扶助協会と共催して実施した。

12-2 阪神・淡路大震災復興基金に係る地方財政措置

兵庫県及び神戸市においては、阪神・淡路大震災からの早期復興のための各般の行政施策を補完し、被災者の救済及び自立支援、並びに被災地域の総合的な復興対策を長期・安定的、機動的に進め、災害により疲弊した被災地域を再生させることを目的とした（財）阪神・淡路大震災復興基金を平成7年4月1日に設立した。同基金の規模は6,000億円で、そのうち出資金200億円、長期借入金5,800億円を兵庫県と神戸市がいずれも2対1で負担している。

自治省においては、被害の甚大性等にかんがみ、平成7年度において、県市の出資金及び長期借入金の原資に対して地方債を許可するとともに、長期借入金に係る地方債のうち、5,000億円から生じる利子の95%を普通交付税により措置することとした。

平成8年度においては、生活再建支援事業を行うために積み増した基金3,000億円に対して地方債を許可するとともに、そのうち2,000億円から生じる利子の95%について普通交付税により措置することとした。

さらに、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法の附帯決議において、同法の生活再建支援金に相当する程度の支援措置を講じることとされたことに伴い、すでに実施中の生活再建支援金などを拡充することとし、平成8年度積み増した基金3,000億円の設置期間を4年間延長（平成17年度まで）し、そのうち1,500億円から生じる利子の95%を普通交付税により措置することとした。

また、兵庫県と神戸市が発売主体となった、阪神・淡路大震災復興宝くじが平成7年4月11日から4月20日までの期間に、阪神・淡路大震災復興協賛宝くじが平成8年7月2日から7月11日までの期間にそれぞれ発売され、収益金132.8億円が（財）阪神・淡路大震災復興基金の事業費に充当された。

12-3 地方公共団体の職員派遣等

震災発生直後から、全国各地の地方公共団体は、災害応急対策に係る応援のため、被災

者の収容、医療、環境衛生、建築、水道等の幅広い分野で、多数の職員を被災地方公共団体へ派遣した。

また、平成7年4月以降においても、被災地方公共団体の要請に基づき、土木、建築等の専門職を始め広範な職種の職員を中長期に亘って派遣した。

12-4 地方税制上の措置

地方税については、関係地方公共団体において引き続き減免措置等が講じられている。また、地方税法上の特例措置としては、平成8年度に、阪神・淡路大震災により滅失・損壊した鉄道立体交差化施設を復旧した場合の固定資産税の特例措置を講じた。さらに、復興状況にかんがみ、平成7年に講じられた被災家屋の代替家屋に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税の特例措置の適用期限を延長する措置を随時講じた。

12-5 各省庁等の連携・協力による特別行政相談の実施

総務庁では、被災地の住民から相談や問い合わせを受け付けるため、震災後直ちに、近畿管区行政監察局及び兵庫行政監察事務所を中心に、特別行政相談を実施した。

この相談では、兵庫行政監察事務所内に特設行政相談所を開設するとともに、行政相談委員の協力を得て、被災市町において行政相談所を開設した。また、国の行政機関、特殊法人など関係機関の協力を得て、3市（神戸市、西宮市及び芦屋市）で、特別総合行政相談所を開設した（平成10年10月までに23回開催。相談件数約1万6千件）。

なお、これらの経験を基に、各省庁行政苦情相談連絡協議会等において、大規模災害が発生した場合における相談窓口体制の整備及び運営についての申し合わせを行った（平成7年12月25日）。

12-6 その他

1. 競馬による支援の実施

日本中央競馬会及び地方競馬主催者においては、震災復興のための特別競馬を開催し、その収益の一部の拠出（約58億円）を行うなど、兵庫県等の復興に対する支援を行った。

2. 倒壊・焼失建物の職権による滅失登記

震災により倒壊・焼失した家屋等は、全壊家屋だけでも10万棟を超えた。建物が滅失した場合には、その建物の所有者に滅失登記の申請義務が課されているが、広範囲にわたる壊滅的な被災状況の下、被災住民の方々は、避難所等で不自由な生活を余儀なくされるなどの状態が続いており、所有者からの建物の滅失登記の申請を期待することが困難な状況にあったことから、震災復興の一助とするため、例外的に、滅失登記を要する10万棟を超える建物を現地調査し、その結果に基づいて、登記官が職権による滅失登記を行った。

3. 公営住宅家賃負担の軽減

種々の施策により通常の公営住宅の家賃より引き下げられている災害復興公営住宅の家賃（40㎡で3万円程度）について、低所得者の生活再建を支援する観点から、地元地方公共団体が特別減額を行う場合、阪神・淡路大震災の特別措置として、減額分の一定の割合を国が補助（実施期間5年間）するとともに、当該地方負担について特別交付税措置を講じるなどの支援を行っている。

これにより、例えば神戸市の40㎡の公営住宅の場合、夫婦世帯で年収100万円程度以下の層では家賃6,000円程度まで引き下げられることとなった。

4. 震災復興事業に係る特別の地方財政措置

自治省においては、被災市街地復興特別措置法に基づく「被災市街地復興推進地域」において被災地方公共団体が実施する土地区画整理事業及び市街地再開発事業に係る地方債の元利償還金について、地方交付税措置を講じることとした。

5. モーターボート特別競走による収益金の復興事業への活用

モーターボート競走においては、阪神・淡路大震災の復興の一助となるべく、モーターボート競走関係者が一致協力して平成7年度及び平成8年度に特別競走を実施し、当該競走による収益から拠出された震災支援復興資金（約70億円）により、阪神・淡路大震災復興支援運輸連絡協議会（資金管理、復興事業の選定等を行うことを目的に平成7年4月27日設立）を通じ、被災市民の生活向上、地域経済の復興等に役立つ事業に支援を行った。

6. 競輪及び小型自動車競争による復興支援

阪神・淡路大震災の復興に資する事業を支援するため、平成7年度及び平成8年度に「震災復興競輪」を実施し、その収益の一部を拠出するとともに、その他の特別競輪及び全国競輪施行者協議会の拠出金等から兵庫県及び西宮市に対して約25億円の支援を行った。

また、小型自動車競争においても、平成7年度及び平成8年度に「阪神・淡路大震災復興協賛特別オートレース」を実施し、約7億2千万円を（財）阪神・淡路大震災復興復興基金に対して拠出し、復興に対する支援を行った。

7. JICA兵庫国際センターの建設

国際協力事業団（JICA）は昭和48年に神戸市須磨区に「JICA兵庫国際センター」を設立し、我が国の開発途上国に対する技術協力の一環として、貿易振興、食品検査技術、バイオテクノロジー、救難防災、航海技術等の分野で技術研修を実施してきているが、大震災及び復興の経験を踏まえ、神戸市東部新都心地区に延べ床面積8,789㎡の新センターを建設し、危機管理、復興・都市計画、都市環境等の新たな分野についても、我が国の経験をもとにノウハウを技術移転することとなった。

8. 「復旧・復興事業の情報発信や防災意識の啓発活動」

建設省近畿地方建設局では、阪神・淡路大震災の被災地において、建設省所管事業に係る復興対策の円滑な推進を図るため「震災復興対策本部」を平成7年6月1日に神戸市内に設置した。

震災対策復興本部においては、震災復興に係る各種計画・事業に関する連絡調整、情報収集等を行い震災復興・復興事業の推進を図るとともに、復興や防災に関する情報発信も行った。

第13節 地域の安全と円滑な交通流の確保

13-1 復興支援のための体制等の整備

1. 警察官の増員措置

兵庫県の区域において市民生活の安全と平穩の確保のため必要な警察の事務が増大していることにかんがみ、兵庫県警察の地方警察官の定員の基準を定めることを内容とする警察法施行令の一部を改正する政令が、平成7年6月2日公布、同日から施行され、8年3月31日までの間は500人、8年4月1日から9年3月31日までの間は400人、9年4月1日以降当分の間は300人の増員措置が行われることとなった。

2. 広域緊急援助隊の設置

警察では、平成7年6月、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、大規模災害時に、都道府県の枠を超えて広域的に即応でき、かつ、高度の救出救助能力等を有する災害対策専門部隊として、全国の機動隊員、交通機動隊員等から成る広域緊急救助隊（総数約4,000名）を設置した。

広域緊急救助隊は、国内において大規模な災害が発生し、又は発生しようとしている場合において、被災地又は被災が予想される地域を管轄する都道府県公安委員会の援助の要求により、直ちに警察航空隊のヘリコプター等で当該地域に赴き、被災状況・交通状況等に関する情報収集、救出救助活動、緊急交通路の確保のための措置及び緊急通行車両の先導等の活動に従事する。

これらの活動を支えるため、広域緊急援助隊にはレスキュー車等の車両、生存者探査機、ファイバースコープ等の救出救助資機材、交通対策用装備資機材のほか、部隊が被災地で自活するための装備等を整備し、また、警察航空隊のヘリコプターの増強を図った。

3. 情報伝達機能の維持確保

警察では、大規模災害時の通信回線の信頼性及び安全性の向上を図るため、警察庁から警察署までの通信回線の2ルート化を図っている。

また、警察庁をはじめ全国の警察本部に衛星通信の固定設備を、各管区警察局に衛星通信車を整備している。大規模な災害発生時においても、迅速かつ的確に被災地の状況を把握するため、これらの設備を利用して、ヘリコプターテレビ等で撮影した現場の映像を、関係警察本部、警察庁等に伝送している。

さらに、大規模災害の発生に際して、警察庁では、早期に初動措置に必要な情報収集を行うため、都道府県警察の通信指令室と被災現場の警察官との間で行われる無線通信の内容を警察庁及び管区警察局が同時にモニターできる体制を整備し対応している。

4. 兵庫県警察における体制等の整備

兵庫県警察は、市街地復興及び都市機能復旧に向けた国、県及び市町等の整備事業の本

格化に伴い、関係機関からの支援要請、照会・連絡等の業務の飛躍的な増加が予想されたことから、平成7年3月、新たに災害対策課を設置して関係業務を一元的に処理する体制を整備した。

13-2 被災者が安心して暮らせるための地域安全活動の推進

1. 全国からの応援派遣による地域安全活動

被災地における治安を確保するため、全国から約200台のパトカー、移動交番車等が兵庫県警察に派遣され、被災地の機動力は、通常時の約5倍に強化された。

被災地においては、徒歩又はパトカー等を使用してパトロールが絶えず行われ、倒壊家屋に埋もれたままになっている財産等を盗難から守るなど、犯罪発生を抑止に効果を上げた。

2. 兵庫県警察における復興支援のための体制等の整備

(1) 地域安全推進本部の設置

仮設住宅の建設等復旧・復興事業の進展に伴い被災地も徐々に落ち着きを取り戻しつつあったが、未だ多数の被災者が避難所及び仮設住宅生活を余儀なくされており、災害に乗じた各種犯罪の発生、少年非行、各種トラブル等様々な治安上の問題が発生することが予想された。このため、兵庫県警察は、各種犯罪から被災者を守るとともに、真に住民のニーズに応じた警察活動を推進するため、震災約1ヶ月後の平成7年2月10日、兵庫県警察本部に地域安全推進本部を設置し、被災者が安心して暮らせるための地域安全活動の推進に当たっている。

(2) 地域フェニックスプランの策定

兵庫県警察は、平成7年6月、被災者の仮設住宅の入居に伴い、仮設住宅における安全対策を強化するため、地域コミュニティ基盤の確立、住民に安心感を与える警ら活動の強化、住民ニーズの把握、情報発信活動及び高齢者保護活動を重点とした地域安全活動を推進した。

その後、8年3月、さらにきめ細かな安全対策を推進するため、推進体制の強化、要保護対象者枠の拡大、要望、意見、問題等の本部における一元管理等を加えた地域警察被災者支援総合計画（地域フェニックスプラン）を策定し、仮設住宅等に対する地域安全活動を系統的に推進している。

(3) 復興支援係の設置

兵庫県警察は、平成8年3月、警察署における仮設住宅対策の体制を確立するため、仮設住宅2,000戸以上を管轄する9警察署に仮設住宅対策係を設置した。平成11年4月、復興事業の進展に伴い被災者の大半が仮設住宅から復興住宅に移転したことから、被災者支援対策の重点を仮設住宅対策から復興住宅対策に重点指向し、復興住宅を1,000戸以上受け持つ13警察署に復興支援係を設置し、復興住宅500戸以上受け持つ8警察署に復興支援担当者を配置した。

(4) ふれあい交番相談員の配置

平成8年4月、30警察署に60名のふれあい交番相談員を配置し、ふれあいセンターにおける警察相談の受理や仮設住宅及び復興住宅の訪問活動を行っている。平成11年4月からは、ふれあい交番相談員を復興住宅を重点とした配置換えを行い、24警察署に60名配置した。

(5) 復興住宅対策交番相談員の配置

平成9年4月、交番勤務員による仮設住宅の立ち寄り強化に伴う空き交番対策として、仮設住宅を管轄している21警察署35交番に交番相談員35名を配置した。平成11年4月からは復興住宅を管轄する警察署を重点とした配置換えを行い、交番勤務員による復興住宅への立ち寄り活動等を強化している。

(6) 震災復興支援パイロット事業の開始

平成11年4月、被災者の多くが移転した復興住宅等におけるコミュニティが未成熟であることから、復興住宅住民への支援活動の効果を上げるため、多くの復興住宅を管轄する灘警察署を「震災復興支援パイロット地区警察署」に指定し、行政機関、住民組織等と協働した支援活動を推進している。

(7) 復興住宅駐在所の設置

平成12年、復興住宅に駐在所を設置予定であり、コミュニティづくりを支援するとともに、住民の視点に立った地域安全活動を推進する。

3. 交番等による地域安全活動

(1) 交番等による相談活動等の実施

避難場所、被災家屋付近等において、プレハブによる仮設交番を設置したり、移動交番車等を活用したりして、臨時交番や「よろず相談所」を開設し、避難住民の苦情・相談、関係機関・団体への連絡を行うなど、住民の不安感を解消し、その利便を図った。

また、県が仮設住宅に住民の集会場所として設置した「ふれあいセンター」（最盛時229箇所）に「ふれあい交番」のプレート掲出して、警察官の立ち寄りを強化したほか、ふれあい交番相談員が仮設住宅の住民を巡回訪問して各種相談の受理等を行った。

(2) 交番速報による住民への広報活動の展開

交番速報、ミニ広報誌紙等を警察署、交番等の広報掲示板のほか、仮設住宅やその周辺のスーパーマーケット等に掲出したり、街頭で配布したりして、住民の身近な生活関連情報や悪質商法への注意の呼び掛け等の地域安全情報を提供した。

4. 民間ボランティアによる地域安全活動

(1) 防犯関係団体等民間ボランティアによるパトロール活動

(社)兵庫県防犯協会連合会が中心となり、「ボランティア防犯パトロール隊」を兵庫

県内15地区の防犯協会、(社)兵庫県警備業協会、(社)大阪府警備業協会及び自治会等により結成し、被災地区の防犯パトロール活動を行った。

(2) 地域安全情報の提供

被災者のニーズや地域住民の不安感を除去するため、(社)兵庫県防犯協会連合会が、平成7年1月19日から同年4月1日までの間、行方不明相談所の開設、救護所の設置場所、地区別の開店公衆浴場情報、提供可能な公営住宅情報、医療情報、被災児童福祉相談所の設置等、新聞、テレビ、ラジオのメディアで報道されていない被災者等が真に必要なとする情報を地域安全ニュースとして毎日一部(各発行2万部)提供した。

(3) 仮設住宅への防犯連絡所の委嘱

仮設住宅居住者の安全・安心を確保するため、仮設住宅が設置されている警察署では、防犯協会、市町、自治会等と連携して、平成7年6月から7月にかけて県内の仮設住宅159箇所に住民の拠点として防犯連絡所を設置した。

(4) 被災者住民への自転車提供活動

(社)兵庫県防犯協会連合会は、全国各地から送られた自転車3,256台について、盗難車と区別するための防犯マスコットのシールを貼付するなどし、避難所において被災住民に無料貸出しを実施して、交通機関のマヒした被災地の交通手段として活用した。

5. 住民の不安感を除去するための活動

(1) 「フェニックス隊」の編成による活動

兵庫県警察では、平成7年6月、緊急増員された警察官500人(44都道府県警察及び皇宮警察から特別出向者として採用)からなる「フェニックス隊」を発足させ、被災地における市民生活の安全と平穏の確保、震災復興に不可欠な輸送路の確保及び指導取締りなどを通じた交通秩序の確保、被災地などにおける各種犯罪の予防検挙及び初動捜査を任務として、自動車警ら隊(フェニックスパトロール隊)、交通機動隊(フェニックストラフィック隊)、機動捜査隊にそれぞれ配置した。

a. フェニックスパトロール隊

フェニックスパトロール隊は主として、仮設住宅のパトロール、「ふれあい交番」への立ち寄り、被災地及びその周辺でのパトロール並びに交通の指導取締りなどを行い、平穏で安心できる生活を確保するための活動を行っている。

b. フェニックストラフィック隊

フェニックストラフィック隊は、交通規制路線及びその関連道路において交通検問、交通整理・誘導を実施し、復興及び生活関連物資等輸送路を確保するとともに、同路線における交通秩序の確立し、道路交通の安全と円滑を図った。

c. 機動捜査隊

凶悪・重要事件などの発生時における初動捜査及び各種犯罪の予防検挙に当たっている。

(2) 街を明るくするライトアップ作戦の推進

兵庫県警察は、平成7年1月、大震災で神戸市、芦屋市、西宮市を中心として防犯灯、街路灯が壊滅的損害を受け、夜間における被災者の不安感も高まったことなどから、人心の安定と犯罪・事故防止対策を強化するため、これらの3自治体及び関西電力に対して早急な補修・整備を働きかけ、街路灯3,958灯の新設と補修整備がなされた。

13-3 円滑な交通流の確保

1. 災害時に対応するための交通規制

災害時の災害応急対策に従事する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、主要幹線道路を中心に緊急交通路を指定した。また、緊急通行車両の通行及び円滑な避難誘導活動を確保するため、主要幹線道路における交通規制、倒壊物、放置車両等の排除のための体制整備及び各種資機材の確保を推進した。

2. 災害に強い交通管理システムの構築

災害時の道路状況及び交通状況を即座に把握するため、緊急交通路となる主要幹線道路において、各種車両感知器、交通監視カメラ等の交通安全施設の整備を推進している。また、災害発生時における送電不能による信号機の機能停止に備え、主要交差点における自動起動型信号機電源付加装置の整備に努めている。

3. 広域緊急援助隊（交通部隊）の設置

平成7年6月、都道府県警察相互の広域的かつ迅速な援助により災害警察活動を効果的に行うため、広域緊急援助隊が設置され、その交通部隊において、パトカー、白バイ等により緊急交通路を確保するとともに緊急通行車両の先導等を行うための体制の整備が図られた。また、災害対策基本法の一部を改正する法律が同年9月1日に施行され、災害時における緊急通行車両の通行を確保するための放置車両その他の物件に対する強制措置に関する規定が整備された。

4. 災害時支援協定の締結

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえ、災害発生の初期における緊急交通路の確保を円滑に行うため、車両の誘導等に関し、一定の技能及び経験等を有する警備員を活用すべく、都道府県知事又は警察本部長と当該都道府県警備業協会長との協力義務、費用の請求、訓練等に関する規定を盛り込んだ災害時支援協定の締結を推進し、その結果、平成11年12月末までに兵庫県等43都道府県の警備業協会と自治体等との間で同協定が締結された。また、各管区内の警備業協会間の相互支援協定の締結を支援し、平成12年1月末までに近畿等5管区において同協定が締結された。

第14節 応急仮設住宅の解消と海外への提供

14-1 応急仮設住宅入居者数の推移

1. 入居者数の推移

応急仮設住宅への入居は、平成7年2月2日の兵庫県五色町から始まり、それ以後、阪神・神戸地域でも順次入居が始まった。阪神・淡路大震災に係る応急仮設住宅の入居者数はピーク時（平成7年11月15日）で4万7,911世帯である（兵庫県・大阪府の合計値）。

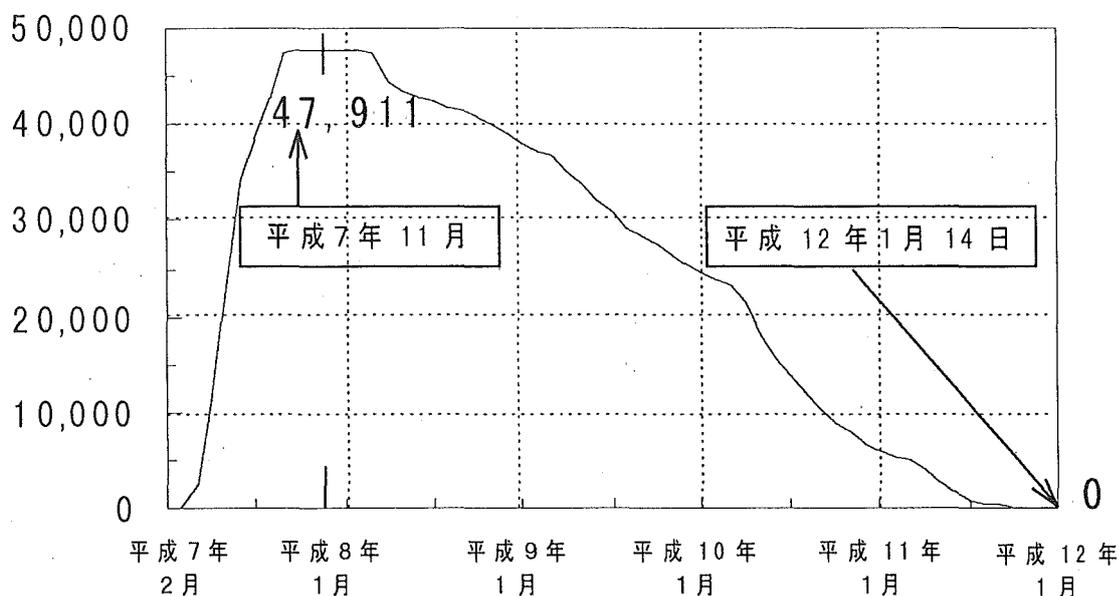
続いて府県別に推移を見る。兵庫県における応急仮設住宅への入居については急ピッチで進み、入居世帯数は9月に約4万6,000世帯となり、11月15日にピーク（4万6,617世帯）を迎えた。その過程では、需要と供給の乖離が見られた時期もあったが、標準の2Kタイプに加えて、1Kタイプや高齢者・障害者向けの地域型などニーズや実態を踏まえた多様な供給を図る一方、県及び市町が被災者の入居意思確認の徹底、入居実態の把握、募集上の工夫等の努力を重ね、入居の促進を図った。その後、翌平成8年3月まで半年間4万6,000戸前後で推移したのち減少に転じ、平成11年夏まで年1万3,000戸程度のペースで順調に退去が続いた。平成11年12月に神戸市・西宮市で入居世帯ゼロとなり、平成12年1月14日明石市の最後の入居世帯の退去により、震災から満5年を目前にして阪神・淡路大震災で設置した応急仮設住宅の入居世帯はゼロとなった。

大阪府においても2月中から入居が始まり、7月末に入居者がピーク（1,361戸）に達したのち減少に転じ、平成10年1月中に入居者ゼロとなった。なお、大阪府下に建設された兵庫県民向けの応急仮設住宅が解消したのは平成11年6月であった。

なお、体の不調や精神的不安定を訴える高齢者等の避難所生活の状況に対応するため、兵庫県は、各市町に対して、仮設住宅の入居者選考に当たっては、高齢者、障害者、母子世帯等、弱者優先の入居者選考取扱方針等を示して、仮設住宅への入居促進を図った。

一方、早期に開設された仮設住宅団地（その多くは埋立地や郊外に設置）においては、高齢化率の高いところもあり、従前の居住地でのコミュニティが失われた等の諸問題が生じた。このため、ふれあいセンターを開設するとともに、入居者の生活不安の軽減や自力復興を支援する応急仮設住宅巡回相談員を設置したり（H8.1～H8.9末）、生活再建に向けた恒久住宅の確保や生活支援等へのきめ細やかで総合的な相談・支援等を行う生活支援アドバイザーを設置した（H8.8～H11.3末）

図4-14-1 応急仮設住宅入居世帯数の推移（兵庫県・大阪府の合計）（グラフ）
（世帯）



2. 応急仮設住宅の設置及び解体撤去の状況

(1) 設置戸数

兵庫県においては、平成7年3月末までに3万47戸が完成し、8月11日には4万8,300戸すべての応急仮設住宅の建設が完成した。634箇所もの応急仮設住宅団地が、被災地内外18市11町に建設されたが、このうち1,070戸は、大阪府及び大阪市の建設支援により、大阪府下の4市6団地に建設されている。

戸数の面では、過去の災害の例（長崎県雲仙普賢岳噴火災害時で約1,500戸、北海道南西沖地震時で約400戸）に比べて極めて多く、前例のないものであった。仮設プレハブ専門メーカーの供給能力（フル操業で月産1万戸弱と言われていた。国内在庫は約2,000戸）を大きく上回る膨大な戸数の仮設住宅の早期建設が被災者救済のための至上命題であったことから、建設大臣が（社）プレハブ建築協会に全面的な協力を要請、仮設プレハブ専門メーカーだけでなく、戸建住宅メーカーを含む住宅産業界が全力で供給に取り組むとともに、さらに米国・英国など5ヶ国からの外国製仮設住宅の輸入も行われた。

大阪府においては、平成7年6月までに（大阪府民向け）1,381戸全ての建設が完了した。

(2) 買取・リースの別

当初すべてリースにより調達されていたが、契約終了後に大量の仮設住宅が返還され過剰在庫を抱えることによる負担をおそれたリース業界からの要請を受け、兵庫県においては、全体の約45%、2万2,000戸弱を県の買取りとした。その後、役目を終えたこれら買取り物件は海外に無償提供され再利用されることになる。

(3) タイプ別

建設された応急仮設住宅をタイプ別に見ると、全体の約8割、約4万戸が2Kタイプで

作られ、約15%、約7,000戸が1K対応となっている。兵庫県においては、このほか、住み慣れた地域にとどまりたいとの希望に応えるため、また、高齢者・障害者等に対する対応が必要と判断されたことから、福祉サービスを備えた1室・設備共用タイプの地域型応急仮設住宅なども取り入れられた。

(4) 建設用地の状況

早期建設のためには、まず大量の用地確保が求められたが、最大の被災地である神戸市の市街地は高密度の大都市であり、公園の大部分は避難所として利用されていたことから、最後まで難航した。結果的には、国（各省庁）、住宅・都市整備公団（現都市基盤整備公団）、国鉄清算事業団（現鉄道建設公団）、地方公共団体、住宅供給公社の用地及び民有地など多岐にわたるが、大半は市街地等の公有地で対応された。

表4-14-1 応急仮設住宅の市町別設置戸数（単位：戸）
[兵庫県民向け]

市町名	合計		買取・リース別		タイプ別			
	団地数	建設戸数	買取戸数	リース戸数	2Kタイプ	1Kタイプ	寮タイプ	地域型
神戸市	288	29,178	16,538	12,640	20,255	6,919	504	1,500
尼崎市	50	2,218	1,536	682	2,170	0	0	48
西宮市	114	4,901	1,781	3,120	4,655	70	0	176
芦屋市	40	2,900	1,246	1,654	2,760	0	0	140
伊丹市	5	660	280	380	660	0	0	0
宝塚市	34	1,564	453	1,111	1,543	0	0	21
川西市	3	620	0	620	620	0	0	0
明石市	13	856	0	856	856	0	0	0
三木市	2	94	0	94	94	0	0	0
洲本市	1	14	0	14	14	0	0	0
津名町	2	260	30	230	260	0	0	0
淡路町	2	123	13	110	123	0	0	0
北淡町	12	600	0	600	600	0	0	0
一宮町	17	376	0	376	376	0	0	0
五色町	14	70	0	70	70	0	0	0
東浦町	14	222	6	216	222	0	0	0
西淡町	1	4	0	4	4	0	0	0
三原町	1	4	0	4	4	0	0	0
県内被災地計	613	44,664	21,883	22,781	35,286	6,989	504	1,885
三田市	2	244	0	244	244	0	0	0
猪名川町	2	48	0	48	48	0	0	0
姫路市	4	569	0	569	569	0	0	0
加古川市	3	1,194	0	1,194	1,194	0	0	0
高砂市	2	412	0	412	412	0	0	0
稲美町	1	38	0	38	38	0	0	0
播磨町	1	61	0	61	61	0	0	0
県内被災地外計	15	2,566	0	2,566	2,566	0	0	0
大阪市	3	500	0	500	500	0	0	0
豊中市	1	80	0	80	80	0	0	0
八尾市	1	290	0	290	290	0	0	0
泉佐野市	1	200	0	200	200	0	0	0
大阪府計	6	1,070	0	1,070	1,070	0	0	0
被災地外計	21	3,636	0	3,636	3,636	0	0	0
合計	634	48,300	21,883	26,417	38,922	6,989	504	1,885

[大阪府民向け]

市町名	合 計		買取・リース別		タイプ別			
	団地数	建設戸数	買取戸数	リース戸数	2Kタイプ	1Kタイプ	寮タイプ	地域型
豊中市	13	940		940	704	236	0	0
大阪市	6	441		441	441	0	0	0
合 計	19	1,381		1,381	1,145	236	0	0

表 4-14-2 用地の状況

[兵庫県]

用地種別	学校グラウンド	公 園	スポーツ施設	民有地等	清算事業団用地	公団・公社用地	その他公有地	合 計
箇所数	18	228	59	82	8	50	189	634
建設戸数	1,501	9,780	7,911	4,961	1,668	4,776	17,703	48,300

(5) 解体撤去の状況

撤去については、平成7年12月に初めて行い、入居者の退去の進展とその後の必要性の見極めを踏まえ徐々に進めていった。家財道具等を残し完全に返還手続きを終了しない、いわゆる「倉庫利用」がある程度あったこと、一部でも入居住戸があると長屋単位や団地全体での解体工事が行えないこと等により、入居者の退去の進展より若干ずつ遅れて解体撤去は進められた。応急仮設住宅（上物）が撤去されたのちは、埋設されていた水道・ガス等のインフラを撤去し、公園・グラウンド等の従前の土地利用に復旧した後、所有者に返還された。

14-2 応急仮設住宅の解消に向けた取組み

被災者の実態とニーズを踏まえながら災害復興公営住宅等の供給が進められる一方、災害復興公営住宅等における仮設入居者の優先募集や個別あっせんのほか、公営住宅特別交換（暫定入居）支援制度、公営住宅入居待機者支援制度、持家再建待機者等支援制度、災害復興公営住宅等特別家賃低減対策等により、恒久住宅への移行促進が図られてきた。しかしながら、恒久住宅への移行・応急仮設住宅の解消には時間を要することとなったため、応急仮設住宅の供与期間の延長、移行措置期間の設定等を講じながら、仮設からの早期移行促進に取り組み、震災から満5年を目前にした平成12年1月14日、応急仮設住宅入居世帯がゼロとなった。

表 4-14-3 応急仮設住宅の市町別解消時期

市 町 名	解消年月日	市 町 名	解消年月日	市 町 名	解消年月日
兵庫県 (被災地)		兵庫県 (被災地外)		大阪府	
神戸市	H11. 12. 20	三田市	H10. 11. 26	大阪市	H 9. 9. 30
尼崎市	H10. 12. 28	猪名川町	H 9. 3. 1	豊中市	H10. 1. 31
西宮市	H11. 12. 27	姫路市	H11. 7. 26		
芦屋市	H10. 8. 26	加古川市	H11. 8. 31		
伊丹市	H10. 3. 31	高砂市	H11. 6. 30		
宝塚市	H10. 9. 30	稲美町	H10. 6. 20		
川西市	H10. 6. 30	播磨町	H10. 8. 10		
明石市	H12. 1. 14	大阪府	H11. 6. 9		
三木市	H10. 12. 15				
洲本市	H 9. 11. 30				
津名町	H10. 5. 28				
淡路町	H 9. 7. 31				
北淡町	H11. 5. 10				
一宮町	H10. 11. 20				
五色町	H10. 3. 10				
東浦町	H 9. 9. 30				
西淡町	H 9. 2. 28				
三原町	H 9. 3. 10				

1. 供与期間の延長

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与期間は本来完成から2年となっているが、兵庫県においては、受け皿となる復興住宅の状況などから、3回にわたり延長が行われた。まず、平成9年度末まで延長された後、更に半年の延長が2回行われた。平成11年3月末の使用期限においても、なおすべての入居者が退去できないことから、その後は、入居者の退去後撤去が完了する時期まで棟ごとや戸別に延長期間を設けることとなった。

なお、民有地などにおいて2年の期限がきて返還を求められるケースもあり、必要に応じて仮設住宅の統廃合も進められた。

2. 移行措置期間

市が入居者と結ぶ応急仮設住宅の入居契約は平成11年3月末で終了したが、6月までに恒久住宅への移行が決まっている世帯(約2,810世帯:平成11年4月1日当時(以下同じ))には、4~6月の3ヶ月を「移行措置期間」とし、入居者の個々の事情に応じて入居期限を定め入居を認めることとした。なお、移行先が決まっていない世帯(約410世帯)については入居契約の延長は行わず、個別あっせん等により、移行先の確保に努めることとした。また、恒久住宅への移行が決まっているものの7月以降となる世帯(約610世帯)については、県住宅供給公社の借上住宅への一時入居、民間賃貸住宅への一時入居のための

家賃助成等による退去促進を図った。

表 4-14-4 応急仮設住宅入居世帯の恒久住宅確保状況
(兵庫県 平成11年4月1日当時)

(単位：世帯)

合 計	公営住宅			持家・民賃等			不 明	倉 庫
	既決定	未決定	小 計	確保済	未確保	小 計		
3,861	3,038	247	3,285	379	160	539	37	149

○倉庫利用を含む総世帯数は 4,010

3. 恒久住宅への移行促進の取組み

(1) 生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援～

兵庫県は、被災者の恒久住宅への移行対策の実施にもかかわらず依然として残る応急仮設住宅入居者の恒久住宅への早期移行を図るため、平成11年2月9日、「生活復興支援プログラム3～恒久住宅への移行支援～」を策定した（同プログラムのポイントは「第3章／第4節 住宅対策／4-4」を参照のこと）。

(2) 主な恒久住宅への移行促進策

①災害復興公営住宅等の募集での仮設住宅入居者枠の設定

災害復興公営住宅等への入居については、県・市町・公団・公社により構成される災害復興（賃貸）住宅管理協議会が一元募集を行ったが、その際、応急仮設住宅入居者枠の設定が行われた。また、応急仮設住宅入居者枠での抽選に外れた者は、応急仮設住宅以外からの申込者の抽選時に再度抽選を行ったケースもあった。

②個別あっせん

公営住宅階層世帯のうち、移行先が決まっていない世帯に対しては、早期に移行先が確保できるよう、公営住宅の個別あっせんを行った。また、平成8年8月から設置した生活支援アドバイザー等が応急仮設住宅入居世帯に対し、住宅情報を提供したり、相談に応じた。

③暫定入居制度の実施

応急仮設住宅入居者で、希望する地域に公営住宅が確保できていない者に対して、指定された公営住宅に暫定的に入居し、その後、希望する地域の公営住宅に空き住宅が生じたときに住み替えを可能とする制度で移転に要する費用が復興基金から補助された（公営住宅特別交換（暫定入居）支援事業）。

④公社借上住宅の提供

災害復興公営住宅等への入居が確定している応急仮設住宅入居者で、入居予定の住宅が完成していない等の理由により、応急仮設住宅を退去できない者に、災害復興公営住宅等

への入居までの間、一時的に入居できる住宅を県住宅供給公社が民間賃貸住宅等を借り上げて提供する制度を実施した。その助成内容は、家賃（※）及び移転料に対して復興基金から補助が行われる（公営住宅入居待機者支援事業）。

※ 家賃負担への補助は、最長2年間まで、月額7万円を限度として補助される。家賃月額が7万円を超える場合については入居者負担とする。

⑤民賃等家賃助成制度の実施

応急仮設住宅入居者で、公団・民間賃貸住宅入居希望者・持家再建予定者及び災害復興公営住宅等の入居決定を受けている者で、入居予定の住宅が完成していない者が一時的に入居する民間賃貸住宅の家賃負担を軽減させるため、家賃（※）及び移転料に対して復興基金から補助が行われる（持家再建待機者等支援事業）。

※ 家賃負担への補助は、家賃月額が3万円以上の場合、

仮入居開始月から起算して24ヶ月まで：月額 3万円×入居待機月数
25ヶ月から36ヶ月まで：月額1.5万円×入居待機月数

⑥災害復興公営住宅等特別家賃低減対策

応急仮設住宅等に居住する低所得の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、災害復興公営住宅等の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化するため、地元公共団体が実施する家賃減免に対して、国から必要な財政支援（特別家賃対策補助及び地方負担分への交付税措置）を行う。

⑦自立支援委員会

応急仮設住宅入居者の中で、恒久住宅への移転が困難な入居者の自立を図るための具体策を協議するため、神戸市が設置した民間人を含めた委員会。

ボランティア団体、市民代表、学識経験者、弁護士、精神科医、福祉専門職、兵庫県、神戸市の各分野からの9名の委員で構成され、平成11年7月から12月まで設置された。

市の庁内組織である「自立支援事例研究会」における検討により解決困難とされた事例について、本委員会においてヒアリング、具体的解決策の検討が行われた。最後まで自立できない極めて困難な事例について、幅広い観点から具体的な支援策が検討され、解決に大きく貢献した。

⑧明渡し訴訟

既に公営住宅等の住居を確保し、応急仮設住宅には家財道具等のみを置いて居住していない倉庫利用等については、住宅の返還指導により任意に返還させるような取組みが行われたが、再三の指導等にもかかわらず任意の返還がない場合について、法的措置が講じられた。入居実態のある場合の「人」に対しては、法的措置によることなく、すべての退去が行われた。

まず、明渡し請求等の法的措置手続を行うことについて、予告通知を行った。これらの返還指導等にもかかわらず任意に住宅を返還しない場合には、書留内容証明郵便等による催告書の送付を行い、住宅の返還を請求した。

住宅の返還指導等及び明渡し請求手続にもかかわらず任意に住宅を返還しない場合には、財産管理上の必要な措置として、議会の議決を得て訴訟を提起した。判決後も名義人等が任意に住宅を返還しない場合は、強制執行手続により、住宅の明渡しを行った。

実際に訴訟提起に至った事例は3件、仮処分申請に至った事例は7件である。

4. 入居者の移転先

応急仮設住宅に入居していた世帯の退去後の行き先については、震災後1年半ほどの間はデータが整理されていないため分からないが、データのある平成8年8月以降を見ると、初期の頃は「持家の購入・建替」が最も多い。その数は月300件前後の水準が平成9年夏まで続き、その後は漸減傾向にあり、平成10年9月には2けた、平成11年8月には1けたにまで減少している。トータルのシェアは約15%である。

全体として最も多い移転先は「公的借家」であり、平成8年8月以降の全データ（約4万4,000件）の6割強を占めている。月によって若干ばらつきがあるものの、徐々にその割合は増え、平成9年度に入るとほぼ全体の5割を超え、平成10年度以降はほぼ7～8割の高いシェアを占めている。

これら以外の移転先としては、民営借家（9%強）、自宅修理・改修（2%強）、死亡（2%弱）、社会福祉施設（1%弱）と続いている。

また、市町別に移転先の内訳を見ると、尼崎市・川西市では「公的借家」が8割弱と高いシェアを占めているのに対し、北淡町・一宮町では「持家購入・建替」が最も多く5割強を占めるなどの相違が見られる。これは被災の状況、災害復興公営住宅等の供給、居住ニーズの違い等が影響を及ぼしているものと推察される。

表4-14-5 応急仮設住宅からの移転先

〔平成8年8月1日～平成12年1月14日〕

（単位：世帯）

移転先	公的借家	民間借家	持家購入 ・建替え	自宅改修 ・修理	社会福祉 施設	死 亡	そ の 他 (入院・搬送)	合 計
合 計	26,971	4,002	6,637	961	305	741	2,549	42,166
割 合	64.0%	9.5%	15.7%	2.3%	0.7%	1.8%	6.0%	100.0%

5. 応急仮設住宅の設置・管理・撤去に係る経費

応急仮設住宅の設置及び撤去復旧に対しては災害救助費から、維持管理に対しては復興基金から、それぞれ補助が行われた。その額は以下のとおり。

表4-14-6 応急仮設住宅の設置事業に係る経費

(1) 設置・撤去復旧事業（災害救助費）

(単位：百万円)

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	実績	H11年度 (見込み)	合計
設置費	86,220	54,565	3,027	415	2,501	146,728	615	147,343
撤去復旧費	0	0	114	1,226	3,341	4,681	9,343	14,024
合計	86,220	54,565	3,141	1,641	5,842	151,409	9,958	161,367

(注1) 設置費には、建設費、リース料及び基礎補修費を含む。

(注2) 設置費及び撤去復旧費との附帯事務費は含まない。

(2) 維持管理事業（阪神・淡路大震災復興基金）

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	実績	H11年度 (見込み)	合計
維持管理費		668	1,364	1,485	1,331	4,848	738	5,586

(3) 総計

	H6年度	H7年度	H8年度	H9年度	H10年度	実績	H11年度 (見込み)	合計
総計	86,220	55,233	4,505	3,126	7,173	156,257	10,696	166,953

14-3 海外への提供

1. 仮設住宅の再利用先の選定

阪神・淡路大震災の被災者の仮住まいとしての所期の目的を達した応急仮設住宅は、入居者の退去に伴い解体撤去された。これら仮設住宅は、資源の有効活用の観点から可能な限り再利用を図ることとし、震災時に世界各国・地域から多くの支援を得た経緯があるとともに、海外からの再利用の申し出が多いことから、原則として海外での再利用を進めることとなった。

兵庫県においては、平成9年12月に再利用の協議相手先を公募した。そして、応募案件について、申し出内容の確認等を行うとともに、外務省等関係機関との協議を踏まえ、平成10年3月6日、県の買取物件の応急仮設住宅約2万2,000戸のうち再利用可能な約1万7,000戸について、再利用の協議相手先を決定した（7カ国、15団体）。

仮設住宅の解体工事の進捗に合わせて順次提供の協議を進めていたが、平成11年に入り、コソヴォ帰還民向け、トルコ及び台湾で発生した地震の被災者向けとして新たな提供要請があり、当初予定した協議相手先の中に辞退等が発生したことから、これらの要請に対応して無償提供を行った。

また、リース契約していた仮設住宅についても、実費で海外からの希望者に提供することとし、これまでに約1,400戸の提供が行われた。

2. 主な提供先

(1) コソヴォ向け

国際連合難民高等弁務官事務所（UNHCR）からの要請を受け、兵庫県での750戸を再整備し500戸として仮設住宅をコソヴォ帰還民支援（越冬支援）のために無償提供した。輸送、設置及び同施設の運営については、UNHCRから事業委託された日本国NGOが行った。

(2) トルコ向け

本年8月17日に発生したトルコ北西部地震の被災者の越冬支援のため、合計約1,900戸の仮設住宅を提供した（無償資金協力1,000戸、有償資金協力900戸）。

第一陣の500戸（無償の一部）については、自衛艦により海上輸送を行うとともに、現地で仮設住宅の建設指導・助言を行う国際緊急援助隊専門家チーム（兵庫県職員、民間技術者等が参加）を派遣した。

(3) 台湾向け

本年9月21日に台湾で発生した地震の被災者向けに、合計1,000戸の仮設住宅を提供した（すべて無償資金協力：県買取り分500戸＋リース分（再整備品）500戸）。

(4) 国連平和維持軍用宿舎

国連は、国際紛争などの地域の治安を維持するため、各国からの支援によって平和維持軍を駐留させている。その平和維持軍の宿舎のため東チモール及びコソヴォ自治州へのリース物件（再整備品）1,200戸が提供された。

表4-14-7 海外再利用の実績について（平成11年12月現在（手続き中のものを含む））

a. 兵庫県から（県買取分）

提供先国等	提供戸数	（※）県の引渡戸数	利用目的
中華人民共和国	4,000戸	5,617戸	貧困層住宅
インドネシア共和国	2,000戸	2,825戸	貧困層住宅
バヌアツ共和国	(4戸)	4戸	小学校
フィリピン共和国	2,200戸	3,800戸	貧困層住宅
国連（コソヴォ自治州） （ユーゴスラヴィヤ連邦共和国）	500戸	750戸	帰還民の住宅、 学校
トルコ共和国	1,900戸	2,665戸	地震被災者用住宅
台湾（亜東関係協会）	500戸	600戸	地震被災者用住宅
ペルー共和国	(30戸)	30戸	診療所
国際連合	320戸	320戸	国連施設
その他	4戸	4戸	国内展示用
計	11,458戸	16,615戸	

注1 解体の戸数であり、損傷状況によって提供先で利用戸数が減少する可能性がある。

注2 県の引渡し戸数と提供戸数に差が生じているのは、引き渡しと現地再建築のタイプが異なる（例：1Kタイプを引き渡し、2Kタイプとして再建築する等）場合や、再利用に必要な部材補充用として使う場合等による。

注3 住宅以外の用途での提供についても、便宜上提供戸数を計上している。

b. リース業者から（リース分）

提供先国等	提供戸数	利用目的
ペルー共和国	192戸	学校用教室
中華人民共和国	390戸	貧困層住宅
パラオ共和国	11戸	貧困層住宅
ポルトガル共和国	100戸	地震被災者用住宅
スリランカ民主社会主義共和国	2戸	サンプル提供
台湾	500戸	地震被災者用住宅
国連（東チモール）	720戸	国連平和維持軍用宿舎
国連（コソヴォ自治州）	480戸	国連平和維持軍用宿舎
計	2,395戸	

(3) 合計

1万3,853戸